

- 第二條 實業補習學校ノ課程ヲ前期、後期ニ分チ其ノ修業年限ハ前期二年、後期ハ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年、農業及ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年ヲ標準トス。
- 第三條 實業補習學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ前期ニ在リテハ尋常小學校卒業者、又ハ之ニ準ズベキ者トシ後期ニ在リテハ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者、高等小學校卒業者又ハ之ニ準ズベキ者トス。
- 第四條 實業補習學校ノ教授時數ハ一年ニ付工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百二十時、後期二百十時乃至四百二十時農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百時、乃至三百二十時後期百六十時乃至三百二十時ヲ標準トス。
- 第五條 實業補習學校ノ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、理科及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、數學及職業ニ關スル學科目トス。但シ前期ノ理科、後期ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得。
- 女子ニ課スベキ學科目ハ前期ニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫、及職業ニ關スル學科目トシ後期ニ在リテハ修身、國語、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目トス、但シ前期ノ裁

- 縫又ハ家事、後期ノ國語、家事、裁縫中ニ學科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得。
- 前二項ノ學科目ノ外必要ニ應ジ歴史、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語其ノ他ノ學科目中ヨリ適宜選擇シテ之ヲ加設スルコトヲ得。
- 第六條 一學科目又ハ其ノ一部ヲ他ノ學科目又ハ其ノ一部ニ併セ之ヲ一學科目ト爲スコトヲ得。
- 第七條 加設學科目及後期ノ職業ニ關スル學科目中或事項ハ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ缺キ又ハ選擇履修セシムルコトヲ得。
- 一、學科目又ハ數學科目ニ付或學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ當該學年ニ於テ之ヲ課セザルコトヲ得。
- 第八條 實業補習學校ニ於テハ適當ナル科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムルコトヲ要ス。
- 職業ニ關スル學科目ニ於テハ前期ニ在リテハ、工業、商業農業又ハ水産等ニ關シ主トシテ基礎的知識技能ヲ掌ケ後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ授クルヲ要ス。
- 第九條 實業補習學校ニ於テハ常ニ生徒ノ體育及衛生ニ留意スルヲ要ス。
- 第十條 實業補習學校ニ於テハ後期ノ課程ヲ卒ヘ更ニ學習セントスル者ノ爲別ニ適宜ノ課程ヲ設ケ

一定ノ期間之ヲ在學セシムルコトヲ得。

第十一條 實業補習學校ニハ土地ノ狀況ニ依リ前期又ハ後期ノ課程ノヨリ置クコトヲ得。

第十二條 工業、農業、商業以外ノ職業ニ關スル實業補習學校ノ修業年限、教授時數、學科目等ハ前數條ノ規定ニ準ツ之ヲ定ムヘシ。

第十三條 前各號ニ規定セルモノノ外後期ノ課程ヲ卒ヘタル者又ハ相當ノ年齢ニ達シ相當ノ學力若ハ技能ヲ有スル者ニ對シ主トシテ職業ニ關スル專門ノ事項ヲ授クル爲高等ノ實業補習學校ヲ設クルコトヲ得。

高等ノ實業補習學校ノ修業年限、教授時數、學科目等ハ學科ノ種類、土地ノ狀況等ニ依リ適宥之ヲ定ムベシ。

高等ノ實業補習學校ノ課程ハ他ノ實業補習學校ノ課程トシテ之ヲ置クコトヲ得。

第十四條 實業補習學校ニ於テハ短期間特殊ノ事項ヲ授クル爲隨時講習ヲ爲スコトヲ得。

第十五條 實業學校ハ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルコトヲ得。

第十六條 實業補習學校ニハ分教場ヲ設クルコトヲ得。

第十七條 實業補習學校ニハ教授時數、學科目去學級數ニ應ジ相當員數ノ教員ヲ置クベシ。

第十八條 實業補習學校ニハ必要ナル諸室、圖書、器具、機械、標本等ヲ備フベシ。

第十九條 實業補習學校ノ學則中ニ規定スベキ事項凡左ノ如シ。

- 一、學校ノ目的。
- 二、修業年限ニ關スル事項。
- 三、學科目及其ノ程度ニ關スル事項。
- 四、教授時數ニ關スル事項。
- 五、教授ノ時刻及季節ニ關スル事項。
- 六、休業日ニ關スル事項。
- 七、入學退學等ニ關スル事項。
- 八、授業料ニ關スル事項。

第二十條 道府縣立ニアラザル實業補習學校ノ修補習限、學科、學科目及其ノ程度並教授時數ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ。

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

特別ノ事由ニ依リ本令ノ規程中之ニ依リ難キモノニ付テハ本令施行ノ後三年間ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得。

六、勅令第五百二十一號

實業補習學校教員養成所令(大正九治十月三十日官報)

第一條 北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習學校、教員養成所ハ本令ノ定ムル所ニ依ル。

第二條 實業補習學校教員養成所ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ。

第三條 實業補習學校三教員養成所ニ左ノ職員ヲ置ク。

所長

教諭

助教諭

書記

前項ノ職員ノ外寄宿舎ノ設ケアル養成所ニハ舍監ヲ置ク。

第四條 所長ハ奏任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲ承ケ所務ヲ管理シ所屬職員ヲ監着ス。

第五條 教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トシ助教諭ハ判任官ノ待遇トス、生徒ノ教育ヲ掌ル。

教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ニ關シテハ公立學校職員制、中實業學校ニ關スル規定ヲ準用ス。

舍監ハ教諭ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル。

第六條 書記ハ判任官ノ待遇トス、所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス。

第七條 實業補習學校教員養成所職員ノ待遇、官等等級ニ關シテハ公立學校職員待遇、官等等級令

中實業學校職員ニ關スル規定ヲ、俸給旅費、其ノ他諸給與ニ關シテハ公立學校職員俸給令中

實業學校職員ニ關スル規定ヲ、分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用ス。

第八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外實業補習學校教員養成所ノ設置廢止、入學資格、修業年限、

學科及學科目並教諭及助教諭ノ資格等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム。

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

七、文部省令第三十三號、大正九年十二月十八日官報

實業補習學校教員養成所令施行規則

第一條 實業補習學校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス。

第二條 實業補習學校教員養成所ノ學科目ハ修身、教育、法制、經濟、並實業ニ關スル學私目及實習トス、但シ女子ニ付テハ家事、裁縫ヲ加ヘ法制、經濟ハ之ヲ缺クコトヲ得。

第三條 第一項第二號ニ該當スル者又ハ之ニ準スベキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セザルコトヲ得。第一項學科目ニ外國語、數學、簿記、社會學大意其ノ他必要ナル學科目ヲ加設スルコトヲ得。

第三條 實業補習學校教員養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルベシ。

一、尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者。

二、師範學校ヲ卒業シタル者。

前項ノ外中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者、若ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ二年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準スベキ者ニシテ相當學力アリト認メタルモノハ之ヲ入學セシムルコトヲ得。

第四條 實業補習學校教員養成所ニハ講習科ヲ設クルコトヲ得。

第五條 實業補習學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資ヲ有スルモノタルベシ。

第六條 實業補習學校教員養成所ハ公立學校又ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得。

第七條 實業補習學校教員養成所ニ於テハ教室、實驗室、實習場、器具、機械、標本、圖書、其ノ他教授上必要ナル設備ヲ爲スベシ。

第八條 實業學校設置廢止規則ハ實業補習學校教員養成ノ設置廢止ニ關シ之ヲ準用ス。

第九條 實業補習學校教員養成所生徒ノ學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ定ム。

附 則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス、但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十一マデ之ヲ斟酌スルコトヲ得。

各地方長官宛 文部省實業學務局長(大正十一年二月十五日發實二十號)

實業補習學校課程ニ關する條件ニ付依命通牒

實業補習教育ハ近年著シク發達シマシテ洵ニ善バルイコトヲ了リマスガ、其ノ内容ニ於テハ改善ヲ要ス學モノガ猶甚ダ尠クナイデアリマス。元來實業補習學校ノ教育ハ比較的僅少ナ教授時數ヲ以テ十分ノ効ヲ舉クベキモノデアアルカラ、學科目ノ選擇、教授時數ハ配當等ニ關シテハ特ニ留意スル必要ナルコトハ申ス迄モアリマセヌガ、從來學科目ガ多岐ニ亘リ、或ハ其ノ選擇宜シキヲ得ズ、或ハ教授時數ガ僅少ニ過ギ、又ハ其ノ配當適切ヲ缺ク等ノ爲、往々斯教育ノ趣旨ヲ達成スルニ遺憾ナモノガ尠クナイデアリマス。仍テ今般實業補習學校ノ學科課程ヲ調査シ、前期ニ於テハ普通學科目ニ重キヲ置キ、後期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル學科目及公心得ヲ授クル方針ヲ學科目ノ選擇教授時數ノ配當ヲ爲シ、別表ノ通り其ノ標準ヲ作成シマシタ。併シ科課程ハ學科ノ種別土地ノ情況等ニ依リ一樣ニ律スベキモノデナイカラ、地方ニ於テハ別表ヲ參酌シテ最モ適切ナル學科課程ノ編成ニ努ムルト共ニ、教授時數ガ最少ノ標準ニモ達セナト學校ノ如キハ早朝夕刻全日教授等適當ナル方法ヲ講ジテ成ルベク教授時數ノ増加ヲ圖リ、相俟テ斯教育ノ本旨ヲ完ウスル様充分御配慮相成度

(別表)

實業補習學校學科課程

一、男子工業補習學校

本課程ハ一箇年ノ教授期間ヲ三十五週トシ、每週教授時數ヲ第一表ニ在リテハ前期八時後期六時、第二表ニ在リテハ前期十時後期九時、第三表ニ在リテハ前後期共各十二時トシテ作製シタモノデア

第一表

學科目	前期		後期	
	一學年	二學年	一學年	二學年
修身	三〇	三〇	三〇	三〇
國語	一〇五	一〇五	三〇	三〇
算術	七〇	七〇	五〇	五〇
工業	七〇	七〇	一〇五	一〇五
計	二八〇	二八〇	二一〇	二一〇
學科目	前期		後期	
修身	三〇	三〇	三〇	三〇
國語	一〇五	一〇五	三〇	三〇
算術	七〇	七〇	五〇	五〇
工業	七〇	七〇	一〇五	一〇五
計	二八〇	二八〇	二一〇	二一〇

第二表

本課程ハ每週ノ教授時數ヲ十時トシ、一箇年ノ教授期間ヲ第一表ニ在リテハ前期二十週後期十六週、
第二表ニ在リテハ前期二十六週期二十四週、第三表ニ在リテハ前後期共各三十二週トシテ作製シタ
モノデアル。

二、男子農業補習學校

學科目	前			後		
	教	程	計	教	程	計
修身	道德ノ要旨	一學年二學年	二〇	公民心得	一學年二學年三學年	三三
國語	普通文ノ講讀 作文習字ノ講讀	一學年二學年	八〇	普通文ノ講讀 作文	一學年二學年三學年	三三
數學	算術 珠算	一學年二學年	六〇	實用數學	一學年二學年三學年	三三
理科	農業大意	一學年二學年	四〇	地方農業上適切ナル事項	一學年二學年三學年	三三
計			二〇〇			一六〇

學科目	前			後		
	教	程	計	教	程	計
理科	工業大意	一學年二學年	七〇	工業ノ種類ニ應ジテ 方ニ適切ナル事項	一學年二學年三學年	三三
工業	簡易ナル製圖又ハ圖案	一學年二學年	七〇		一學年二學年三學年	三三
計			一四〇			六六

第三表

學科目	前			後		
	教	程	計	教	程	計
修身	道德ノ要旨	一學年二學年	三〇	公民心得	一學年二學年	三三
國語	普通文ノ講讀 作文習字ノ講讀	一學年二學年	一〇五	實用數學	一學年二學年	八七
數學	算術 珠算	一學年二學年	七〇	工業ノ種類ニ應ジテ 方ニ適切ナル事項	一學年二學年	一七五
英語	簡易ナル實用英語	一學年二學年	三〇		一學年二學年	三三
理科	工業大意、簡易ナル製圖又ハ圖案	一學年二學年	一〇五		一學年二學年	三三
計			三〇〇			六〇〇

學科目	前			後		
	教	程	計	教	程	計
修身	道德ノ要旨	一學年二學年	三〇	公民心得	一學年二學年	三三
國語	普通文ノ講讀 作文習字ノ講讀	一學年二學年	一〇五	實用數學	一學年二學年	八七
數學	算術 珠算	一學年二學年	七〇	工業ノ種類ニ應ジテ 方ニ適切ナル事項	一學年二學年	一七五
英語	簡易ナル實用英語	一學年二學年	三〇		一學年二學年	三三
計			二〇〇			四〇〇

本課程ハ每週ノ教授時數ヲ十時トシ、一箇年ノ教授期間ヲ第一表ニ在リテハ前期二十週後期十六週
 第二表ニ在リテハ前期二十六週後期二十四週、第三表ニ在リテハ前後期共各三十二週トシテ作製
 タモノデアル。

三、男子水産補習學校

第一表

學科目	前		後	
	教	程	教	程
修身	道德ノ要旨	二〇	公民心得	三三
國語	普通文ノ講讀 作文習字	三〇	普通文ノ講讀 作文	三三
數學	算術 珠算	三〇	實用數學	三三
水産科	水産科 大意	三〇	地方水産上適切ナル 事項	三三
計	一〇〇	一〇〇	一六〇	一六〇
	一學年	二學年	一學年	二學年
	計	計	計	計
	二〇〇	二〇〇	三二〇	三二〇

第二表

學科目	前		後	
	教	程	教	程
修身	道德ノ要旨	三三	公民心得	三三
國語	普通文ノ講讀 作文習字	二〇	普通文ノ講讀 作文	三三
數學	算術 珠算	二六	實用數學	三三
農理科	農理科 大意	二六	地方農業上適切ナル 事項	三三
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇
	一學年	二學年	一學年	二學年
	計	計	計	計
	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇

第三表

學科目	前		後	
	教	程	教	程
修身	道德ノ要旨	三三	公民心得	三三
國語	普通文ノ講讀 作文習字	二六	普通文ノ講讀 作文	三三
數學	算術 珠算	二六	實用數學	三三
農理科	農理科 大意	二六	地方農業上適切ナル 事項	三三
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇
	一學年	二學年	一學年	二學年
	計	計	計	計
	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇

第二表

學科目	前		後		計
	教	修身	公民	心得	
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇四
數學	算術	珠算	實用數學		七六
理科	水産科	水産科	地方水産上適切ナル事項		三三
計	二二〇	三三	二二〇	三三	五〇〇
學科目	前		後		計
教	修身	公民	心得		
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇四
數學	算術	珠算	實用數學		七六
理科	水産科	水産科	地方水産上適切ナル事項		三三
計	二二〇	三三	二二〇	三三	五〇〇

第三表

學科目	前		後		計
	教	修身	公民	心得	
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇四
數學	算術	珠算	實用數學		七六
理科	水産科	水産科	地方水産上適切ナル事項		三三
計	二二〇	三三	二二〇	三三	五〇〇
學科目	前		後		計
教	修身	公民	心得		
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇四
數學	算術	珠算	實用數學		七六
理科	水産科	水産科	地方水産上適切ナル事項		三三
計	二二〇	三三	二二〇	三三	五〇〇

四、男子商業補習學校

本課程ハ一箇年ノ教授期間ヲ三十五週トシ、毎週教授時間ヲ第一表ニ在リテハ前期八時間後期六時、第二表ニ在リテハ前期十時後期九時、第二表ニ在リテハ前後期共各十二時トシテ作製シタモノデア

第一表

學科目	前		後		計
	教	修身	公民	心得	
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇五
數學	算術	珠算	商業算術		七〇
商業	商業大意		商業上必要ナル事項		七〇
計	二八〇	七〇	二八〇	七〇	五六〇
學科目	前		後		計
教 <td>修身</td> <td>公民</td> <td>心得</td> <td></td>	修身	公民	心得		
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇五
數學	算術	珠算	商業算術		七〇
商業	商業大意		商業上必要ナル事項		七〇
計	二八〇	七〇	二八〇	七〇	五六〇

第二表

學科目	前		後		計
	教	修身	公民	心得	
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇五
數學	算術	珠算	商業算術		七〇
商業	商業大意		商業上必要ナル事項		七〇
計	二八〇	七〇	二八〇	七〇	五六〇
學科目	前		後		計
教 <td>修身</td> <td>公民</td> <td>心得</td> <td></td>	修身	公民	心得		
國語	普通文ノ講讀	作文、習字	普通文ノ講讀	作文	一〇五
數學	算術	珠算	商業算術		七〇
商業	商業大意		商業上必要ナル事項		七〇
計	二八〇	七〇	二八〇	七〇	五六〇

第三表

計	前期					後期				
	國語	算術	英語	商業	修身	國語	算術	英語	商業	修身
	普通文ノ講讀	珠算	簡易ナル實用英語	商業大意	道德ノ要旨	商業算術	珠算	簡易ナル實用英語	商業上必要ナル事項	公民心
	105	70	35	35	35	70	70	70	70	35
	105	70	35	35	35	70	70	70	70	35
	210	140	70	70	70	140	140	140	140	70

五、女子實業補習學校

本課程ハ一箇年ノ教授期間ヲ三十五週トシ、每週教授時數ヲ第一表ニ在リシハ前期八時後期六時、第二表ニ在リテハ前後期共各十二時、第三表ニ在リテハ前後期共各十八時トシテ作製シタモノデア。本課程ニ於テ裁縫職業ノ二學科目又ハ家事裁縫職業ニ三學科目ニ教授時數ヲ一括シテ配當シタノハ、此等ノ學科目中特ニ或學科目ニ重キヲ置キ又ハ或學科目ヲ缺ク場合ニモ適應セシムル爲デア。尙裁縫ハ場合ニヨリ職業科目トシテ取扱フモ差支ナイ。

第一表

計	前期					後期				
	國語	算術	英語	裁縫	修身	國語	算術	英語	裁縫	修身
	普通文ノ講讀	珠算	簡易ナル實用英語	裁縫	道德ノ要旨	普通文ノ講讀	珠算	簡易ナル實用英語	裁縫	公民心
	70	70	35	35	35	70	70	35	35	35
	70	70	35	35	35	70	70	35	35	35
	140	140	70	70	70	140	140	70	70	70

第二表

學科目	前		後	
	一學年	二學年	一學年	二學年
計	四二〇	四三〇	四二〇	四三〇
修身	一八	一八	三五	三五
國語	一〇五	一〇五	七〇	七〇
數學	七〇	七〇	三五	三五
裁縫	三七	三七	三五	三五
實業	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意

第三表

學科目	前		後	
	一學年	二學年	一學年	二學年
計	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
修身	七〇	七〇	七〇	七〇
國語	一七〇	一七〇	一〇五	一〇五
數學	一五	一五	七〇	七〇
算術	一五	一五	七〇	七〇
珠算	一五	一五	七〇	七〇
實業	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意

第十九章 地方實業補習學校に關する諸規程概要

一、實業補習教育振興ノ訓令

東京府訓令第三號

實業補習教育ノ普及ニ關シテハ從來我が官民有志ノ銳意劃策シテ已マザル所ナリト雖モ府下産業

學科目	前		後	
	一學年	二學年	一學年	二學年
計	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇
理科	三〇	三〇	三〇	三〇
音樂	三〇	三〇	三〇	三〇
家庭	三〇	三〇	三〇	三〇
裁縫	三〇	三〇	三〇	三〇
實業	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意	地方の實業ノ大意

ノ現況ニ照シ又之ヲ將來ニ於ケル世界經濟界ノ察スルトキハ今ノ時ヲモツテ更ニ其ノ振興ニ努ムルノ緊切ナルヲ感セズンバアラズ特ニ大戰ニ丁レル英佛二國ニシテ己ニ其ノ補習教育ニツキテ強制ノ主義ヲ採リタルハ最モ考フベキコトト爲ス、是時ニ當リ府下實業補習教育ハ未ダ濫觴ノ域ヲ脱セズ漸ク其ノ校數二百六十生徒一萬四千六百ヲ算スルニ至レリト雖モ之ヲ小學校數及卒業兒童總數ニ對照スレバ不振實ニ甚ダシキモノアリ而カモ我ガ府下ノ工業生産既ニ三億五千萬圓ニ上リ農産亦千六百萬圓ヲ算スルノ現況ニ於テ之ヲ必要ナル補習教育ノ普及斯クノ如ク不充分ナルハ事態極メテ遺憾ナリトス本府ガ曩ニ工業補習教育ノ系統的組織案ヲ公示シ農業補習教育ノ教授用圖書ヲ發刊シタルモ亦聊カ爰ニ見ル所アルニ外ナラズ本府ハ更ニ一步ヲ進メ近ク新ニ補習教育創立費ニ對スル補助ノ途ヲ開キ更ニ各師學校ニ實業學習學校ヲ附設シテ之ガ標準ヲ示シ其ノ他補習教育ニ關スル研究調査特別視察等補習教育ノ爲必要ナル準備ニ對シテハ尙一層ノ力ヲ輸サムトス、郡市村ハ此ノ意ヲ體シ其ノ力ヲ管内ニ於ケル青年壯丁ノ能率増進ニ集中シ先ヅ其ノ公費ヲ以テ又ハ工業主事業主大地主等授助ノ下ニ左記事項ニ準據シ速ニ補習教育ノ普及徹底ヲ期スベシ。

一、府下補習教育ノ現況ヲ見ルニ市區町村數百九十七ノ内補習教育ノ施設ヲ有スルモノ百四十二ニ

シテ五十五ハ全ク未設置ニ屬ス又最近毎年義務教育ヲ終了スルモノ三萬六千五百人其ノ内進ンデ他ノ學校ニ入ル者ヲ除キ約一萬四千五百人中補習教育ヲ受クル者僅ニ四千五百人ニ止マリ殘餘一萬人ノ大多數ハ直チニ出デテ社會各種ノ業務ニ從事シ何等組織的ノ訓練ヲ受クルノ機會ヲ得ス念フニ斯ノ種ノ國民ニ對シ其ノ學力ヲ補充シ以テ其ノ職業上ノ能率ヲ増進スルハ實ニ國力充實ノ根本ナリ市區町村ハ宜シク財政ノ緩急ニ計リ今後府ノ指定スル年限内ニ於テ小學校卒業後其ノ部内ニ在住スル者ニ對シナルベク二十歳ニ達スルマデハ悉ク補習教育ヲ受ケシムルノ施設ヲ完成セムコトヲ望ム。

一、補習學校教員ノ優遇ニ關シテハ從來深ク留意ヲ促シタル所ナレドモ未ダ其ノ希望ノ實現ヲ見ザルハ甚ダ遺憾トスル所ナリ教育ノ實績向上ハ優良ナル教員ヲ得ルニ如クハナク良教員ヲ得ルノ途ハ其ノ待遇ヲ厚クスルヨリ先ナルハナシ此ノ際市區町村ハ先ヅ補習學校教員ノ俸額ヲ増加シ視察旅行講演出席等ニハ公費ヲ以テ之ヲ補助シ精神上ノ待遇ヲ進ムルト共ニ物質上ノ待遇ヲ高メ一層教員優遇ノ實ヲ舉グベシ。

一、府下公立小學校四百八十三ニ對シ女子補習教育ヲ行ヘルモノ僅々三十五生徒亦八百ヲ出ス而テ

シテ全國統計ハ女子ノ生徒ニ於テ本府ハ其ノ二十四位ナルコトヲ示セリ、斯クノ如ク女子補習教育ノ徵々トシテ振ハザルハ女事開發上最遺憾トスル所ナリ、女子補習學校ハ必ズシモ獨立シテ設置スルコトヲ要セズ、寧ロ女子部トシテ實業補習學校ニ併置スルヲ便トマベシ、市區町村ハ此ノ際簡易ナル編制ニ依リ土地ノ狀況ニ適切ナル施設ヲ爲シ裁縫ハ勿論家事家政ノ要領ヲ會得セシメ實際生活ニ適切ナル陶冶訓練ノ徹底ヲ期スベシ。

一、實業補習學校ニ於ケル教授ハ動モスレバ讀書ヲ用ウル注入教育ニ失シ實際ト没交渉タルノ弊ニ陥リ易シ此ヲ以テ爾今教員ノ選任ヲ慎重ニスルト共ニ教員ヲシテ十分ナル實地ノ知識ヲ得セシムガ爲研究調査、視察旅行、講習出席等ヲ促シ殊ニ郷土ノ實狀ニ精通シ常ニ地方ノ開發ニ適切ナル教材ヲ活用シテ生徒ノ教養ニ當ラシムベシ若シ夫レ實業科目其ノ他特別ナル學術技藝ノ擔任教員ニハ經驗ニ富メル當業者町村技術員其ノ實際家ヲ囑託スルノ方法ヲ採リ常ニ會社工場地方篤志家ト連絡シ旁土地ノ産業經濟ヲ參酌シ教授ヲシテ一層實際的ナラシムベシ。

一、從來我ガ市區町村ガカテ小學校教育ノ設備内容充實ニ傾注セルニ係ラズ獨リ補習教育ノ設備未ダ完カラザルハ教育能率ノ増進上頗ル不經濟ノ措置ニシテ効ヲ一簣ニ缺ケルノ憾アリ之ヲ壯丁檢

査ノ結果ニツキテ見ルモ補習教育ノ如何ガ青年ノ教育能率ニ及ボセル影響ノ如何ニ大ナルカラ知ルニ足ル爾今市區町村ハ補習教育ノ爲ニ多額ノ經費ヲ支出シ教授用具參考品等ノ備付ヲナスト共ニ相當ノ補習地試作園ヲ設置經營シ且教員ノ活知識ヲ養成シ教材ト地方産業トシ連絡ヲ密ナラシメ生徒ガ日常經驗スル所ト兩々相俟チ知識ノ啓發ト實技ノ熟達ヲ圖ルベシ。

一、小學校教育ノ效果ヲ完カラシメ青年期ノ修養ヲ有効ナラシムベキ補習教育ハ決シテ短時日ヲ以テ完成シ得ルモノニアラズ本府現在ニ於ケル實業補習學校ノ修業時間ハ甚ダ短キニ失セリ是レ補習教育ノ本義ヨリ見テ頗ル遺憾トスル所ナリ其ノ每週教授時數ノ如キハ上下學年ヲ通シテ必シモ同一ナルヲ要セズ上學年ニ進ムニ從ヒ漸次其ノ登校時數ヲ減シ短期講習、臨時講習、研究課題等ノ制ヲ採ルモ可ナルベク要ハ長ク補習學校ニ在籍セシメ修學實業ノ本旨ヲ達成セシムルニ在リ爾今一日一週ノ教育時數ハ少シマスルモ其ノ修業年限ヲ延長シ成ルベク丁年ニ達シ又ハ婚嫁スルマデハ學ヲ離レザルノ方針ニ依リテ之ガ修業ヲ督勵スベシ。

大正七年二月十一日

二、東京府實業補習教育實施要項(東京府訓令第二十四號)

教育獎勵ノ事素ヨリ多岐多端ナルモ之ヲ現時ノ狀況ニ照シテ將來ノ趨勢ニ察スルトキハ就中實業補習教育ノ振興ヲ以テ喫緊ノ事トナス、府下實業補習教育ノ狀況ニ就テ見ルモ時運ノ要求ニ伴ヒ内容ヲ改善シ外形ヲ整備シ以テ義務制施行ノ準備ヲナスノ機運ニ逢着セルヲ認ム乃チ府ハ曩ニ補習教育協議會數次ノ審議ヲ經現時並將來ニ於ケル本府ノ狀況ヲ參酌シテ新ニ本府實業補習教育實施要領ヲ定メ普ク之ガ準則ヲ示ス常事者宜シク此ノ旨ヲ體シ各地ノ事情ニ適切ナル方途ヲ選ミ上下協力以テ準義務制タルノ實績ヲ擧グルニ努ムベシ。

大正七年八月九日

東京府實業補習教育實施要項細目

一、設置ニ關スル件

- 一、市町村立實業補習學校ハ小學校其ノ他ノ學校ニ附設スルヲ常例トス、但シ土地ノ情況ニヨリテハ獨立學校又ハ分教場ヲ設クルコトヲ得。
- 一、實業補習學校ノ設置區域ハナルベク青年團體ノ設置區域ト一致セシムルコト。
- 一、會社、工場、商店其ノ他同業組合等ニ對シテハ其ノ設備ヲ利用スル等適宜ノ方法ニ依リ其ノ實務ニ従事スル青年男女ノ修學ニ適スル實業補習學校ノ設置ニカメシムルコト。

一、學校組織ニ依ラズシテ現ニ實業補習教育ヲ施シツ、アルモノハ漸次實業補習學校ニ改メシムルコト。

一、名稱ニ關スル件

- 一、實業補習學校ノ名稱ニハ特別ノ必要アル場合ノ外其ノ補習科目名ヲ用ウルコト。
- 一、女子ノミヲ中容セル實業補習學校ノ名稱ニハ女子ノ文字ヲ冠ススコト但シ主トシテ裁縫又ハ家事ヲ課スル學校ノ名稱ニハ單ニ裁縫又ハ家事ノ文字ヲ冠スルコトヲ得。
- 一、就學ニ關スル件
 - 一、尋常小學校卒業後左記ノ期間ヲ學斷トシ其ノ期間ハ義務ニ準シ就學セシムルコト但シ高等小學校又ハ之ト同等以上ノ學級ニ於ケル在學ノ手數ハ其ノ期間ニ算入ス
 - 一、商工補習教育ハ 二箇年
 - 一、農業補習教育ハ 八箇年
 - 一、女子補習教育ハ 二箇年
- 一、女子補習教育ニ關シテハ市街地ニ限リ當分之ヲ施行セザルコトヲ得。
- 一、市町村ハ團體規約其ノ他ノ方法ニ依リ前項準義務制ノ徹底ヲ期スコト

- 一、市町村長ハ毎學年ノ開始前新ニ實業補習教育ヲ受クベキ者ヲ調査シ別記様式ニ依リ實業補習教育學齡簿ヲ調製スルコト。
- 一、小學校長ハ毎學年末卒業兒童ニツキ實業補習教育ヲ受クベキ者ヲ調査シ其ノ氏名ヲ關係市町村長ニ報告スルコト。
- 一、市町村長ハ新ニ實業補習教育ヲ受クベキ者ノ就學ニ關シ其ノ保護者又ハ雇傭者ニ通告ヲ發スルコト。
- 一、實業補習學校長ハ別記様式ニ依リ入學生徒ノ學籍簿ヲ調製スルコト。
- 一、實業補習學校長ハ在學生徒ノ出缺簿ヲ作り毎學期其ノ狀況ヲ統計シ青年團長、處女會長、市町村長及監督官廳ニ報告スルコト。
- 一、會社、工場、商店等ノ從業者ニシテ學校組織ニ在ラザル施設ニ依リ實業補習教育ヲ受ケムトスル者及實業補習教育ヲ受クルコト能ハザル事情アル者ハ毎學年ノ開始前其ノ保護者又ハ雇傭者ヨリ之ヲ關係市町村町ニ届出デシムルコト。
- 一、就學出席ニ關シテハ特設シタル商議員小學校職員各種團體役員其ノ他ノ協力ニ依リ常ニ之ガ督勵ヲ行フコト。

一、編制ニ關スル件

- 一、商工補習學校ハ初等科、中等科、高等科ノ三階級トナスヲ常例トシ初等科程度ニアリテハ主トシテ學年制ニ依リ中等科以上ニアリテハ學年制又ハ科目制ニ依ルコト。
- 一、農業補習學校ハ初等科、高等科、研究科ノ三階級トシ學年制ニ依ルヲ常例トス。
- 一、女子實業補習學校ハ本科ノ外必要ニ應ジ選科又ハ研究科ヲ設クルコト。
- 一、女子實業補習學校ハナルベク女子部トシテ男子ノ實業補習學校ニ併置スルコト。
- 一、修業年限ニ關スル件
 - 一、商工補習學校ハ初等科ニケ年中等科ニ箇年、又ハ三ケ年トシ高等科ハ三ケ年以内トス。
 - 一、農業補習學校ハ初等科ニケ年、高等科ニケ年、研究科ニケ年トス。
 - 一、女子實業補習學校ハ本科ニ箇年、選科、研究科ハ二ケ年以内トス。
 - 一、教科課程、教授季節、教授時數ニ關スル件
 - 一、實業補習學校ノ教科目ハ修身及公民、國語、算術、體操及實業ニ關スル科目トシ女子ノ爲ニハ裁縫、家事ヲ加ヘ又必要ニ應ジ理化、圖書、英語、地理、歴史等ヲ加フルコト。
 - 一、理科、圖書及英語ハ實業科ニ地理、歴史ハ國語科ニ公民科ハ修身科ニ附帶シテ課スルコトヲ

得。

一、實習ハ教科目ノ種類ニヨリ教科課程外ニ於テ之ヲ課スルコト。

一、體操科ハ教科課程以外教授ノ前後其ノ他一定ノ時間ヲ設ケテ之ヲ課スルコト。

一、實業補習學校ノ教授時數ハ大凡左ノ例ニ依ルコト。

(イ) 商業補習學校

(1) 初等科

一、毎年教授時數ヲ九時以上トシ一學年ヲ四十年以上トス。

修身及國語 八十時以上

算術 八十時以上

英語 八十時以上

簿記 四十時以上

商業 八十時以上

一、土地ノ情況ニ依リテハ實業補習學校ノ例ニ依リ一ケ年二百時ヲ標準トシ季節教授ヲ行フコトヲ得。

(2) 中等科

一、毎工教授時數ヲ六時以上トシ學年制ニ依ル場合ニハ一學年ヲ四十週以上トス。

一、學年制ノ場合ハ普通科目二時實業ニ關スル科目四時以上トス。

一、科目制ノ場合ト雖ナルベク普通科目ヲ加フルコト。

(ロ) 工業補習學校

(1) 初等科

一、每週授業時數ヲ九時以上トシ一學年ヲ四十年以上トス。

修身及國語 八十時以上

英語 四十時以上

算術 八十時以上

理科 八十時以上

圖畫 八十時以上

一、土地ノ情況ニ依リテハ農業學校ノ例ニ依リ一ケ年二百時ヲ標準トシテ季節教授ヲ行フコトヲ得。

(2) 中等科

商業補習學校ノ例ニ依ル

(ハ) 農業補習學校

- 一、毎週四月ヨリ九月迄ヲ前期(特別教授季節)トシ十月ヨリ三月迄ヲ後期(普通教授季節)トス。
- 一、前期ニ在リテハ毎月二回以上修身、體操、實習、見學等ヲ課スルコト。
- 一、後期ノ教授時數ハ左表ニ依リ二百時ヲ標準トス但シ土地ノ情況ニ依リ百時マデ減ズルコトヲ得。

一、前期後期ヲ通シ必要ニ應ジ臨時實業ニ關スル講習講話ヲ行フコト但シ此ノ場合ニ於テハ後期ニ於ケル當該科目ノ教授時數ヲ相當減ズルコトヲ得。

(1) 初等科

修身及國語 算術 農業	第一學年		第二學年		第三學年		計
	每週	全年	每週	全年	每週	全年	
六 道德ノ要旨、講讀、作文、習字	一〇〇	六〇〇	一〇〇	六〇〇	一〇〇	六〇〇	一〇〇
三 算術、珠算	五〇	三〇〇	五〇	三〇〇	五〇	三〇〇	五〇
三 農業ノ大意	五〇	三〇〇	五〇	三〇〇	五〇	三〇〇	五〇
計	二〇〇	一二〇〇	二〇〇	一二〇〇	二〇〇	一二〇〇	二〇〇

(2) 高等科

修身及公民 國語 算術 農業	第一學年		第二學年		第三學年		計
	每週	全年	每週	全年	每週	全年	
二 道德ノ要旨、公民心得	三〇	一八〇	二〇	一二〇	三〇	一八〇	三〇
三 講讀、作文	五〇	三〇〇	三〇	一八〇	三〇	一八〇	五〇
三 算術、珠算	五〇	三〇〇	三〇	一八〇	三〇	一八〇	五〇
四 植物生理、肥料、土壌、植物、動物、氣物、豐作料理	七〇	四二〇	七〇	四二〇	七〇	四二〇	七〇
甲 園藝、畜産、農具、病害蟲	三〇	一八〇	三〇	一八〇	三〇	一八〇	三〇
乙 園藝、畜産、農具、病害蟲	三〇	一八〇	三〇	一八〇	三〇	一八〇	三〇
四 農業經濟、農法、農具、農產製造及手工	二〇	一二〇	二〇	一二〇	二〇	一二〇	二〇
品土湖農海農農 種地産産業業 改良改良量規濟	三〇	一八〇	三〇	一八〇	三〇	一八〇	三〇
計	二〇〇	一二〇〇	二〇〇	一二〇〇	二〇〇	一二〇〇	二〇〇

備考 甲ハ園藝ヲ主トスルモノ乙ハ養蠶ヲ主トスルモノニ適用ス

林業畜産及水産等ヲ主トスルモノニ在リテハ相當教科目及教授時數ヲ増減スルコト。

(3) 研究科

研究事項	第一學年 出 席 日 每 週 數	第二學年 出 席 日 每 週 數	第三學年 出 席 日 每 週 數
產業組合、農家經營、 生産調査、農業倉庫、 耕地整理、促成栽培、 宅地利用、農産製造、 副業調査、農事試験、 特殊作物、町村改良、 其ノ他高等科數科目中 ノ重要ナル事項、	二	一	一

(ハ)女子實業補習學校

一、女子實業補習學校ハ通年制、季節制或ハ一定ノ日時ニ開設スルモノトシ一日ニ於ケル授業時間ハ全日、半日、夜間等土地ノ情況ニ依リ生徒尙學ノ便宜ヲ圖リ之ヲ定ムルコト但シ農村ニ於テハナルベク晝間ニ開設スルコト。

一、女子實業補習學校一ケ年ノ教授時數ハ三百時以上トス但シ土地ノ情況ニ依ルニ二百時マデ減ズルコトヲ得。

一、裁縫及家事ヲ主トスル女子補習學校ノ教科課程ハ大凡左ノ例ニ依ルコト。

計	修國算	身語術	第一學年	第二學年	課程
	一	四	三	二	道徳ノ要旨、作法、禮式、 普通文ノ講讀、作文、 習字。
體實家算國修	操業裁縫及手	歌業藝術語身	第一學年	第二學年	課程
	二	二	二	一	筆算、算珠。 家事ノ大要、裁縫ノ 一斑及手藝、裁縫ノ 農工商業ノ大意。
計	二	二	三	三	

(2)半日又は夜間制

修國算	身語術	第一學年	第二學年	課程
		一	二	道徳ノ要旨、作法、禮式、 普通文ノ講讀、作文、 習字、 珠算及日常計算
計	二	二	二	

家事裁縫及手藝	一	一	家事ノ大要、裁縫ノ一斑及手藝
實業	二	二	農業又ハ商業ノ大意
計	一八	一八	

三〇

備考 土地ノ情況ニ依リ毎週十二時迄減少スルコトヲ得。

一、實業ヲ主トスル女子補習學校ニ在リテハ前表ニ準シ適宜家事裁縫ノ時數ヲ減ジテ實業教科目ニ充ツルコト。

一、教授訓練ニ關スル件

- 一、學校長ハ其ノ實業補習學校ニ於テ教授ンベキ教科目ヲ編制スルコト。
- 一、教授ハ土地ノ情況ニ應ジ生徒ノ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選擇スルコト。
- 一、教授ノ方法ハ指導啓發ヲ主トシ注入教授ノ弊ヲ避クルコト。
- 一、教授ニハナルベク印刷物ヲ利用シテ要領ノ捕捉ニ便ナラシムルコト。
- 一、家庭試作、家庭實習ヲ獎勵シ其ノ成績ヲ考查シ實地練達ノ途ヲ講ズルコト
- 一、休祭日、紀祭日等ノ機會ニ於テハナルベク生徒ヲ召集シ儀式、訓話教練、武道、展覽會等ヲ開催スルコト。

一、學校長ハ青年團體ト協力シテ生徒訓育ノ實ヲ舉グルコト。

一、學校長ハ毎年春季一回身體検査ヲ行ヒ適當ノ方法ニ依リ之ヲ公示シ生徒ノ體育向上ニ資スルト。

一、學校長ハ生徒所有ノ青年團手簿ヲ利用シ生徒各自ノ就學補習學業及身體檢養ノ狀況ヲ記入シ指導監督ノ資ニ供スルコト、但シ青年團ニ手簿ヲ備ヘザル場合ニ在リテハ學校ニ於テ調製ノ方途ヲ講スルコト。

一、設備ニ關スル件

- 一、實業補習學校ニハナルベク専用ノ特別教室ヲ設備シ就中商工業習學校ニ在リテハ實驗室實習室或ハ實踐室ヲ設クルコト
- 一、實業補習學校ニハ小學校、青年團體、町村農會等協力シテ實習地ヲ設クルコト。
- 一、實業補習學校ニハ機械、器具、標本、圖書ヲ設備スルコト。
- 一、夜間開設ノ實業補習學校ニ於テス點燈設備ニ關シテ特ニ留意スルコト。
- 一、女子實業補習學校ニハ特ニ裁縫家事ニ關シ實習及教授ニ必要ナル設備ヲナスコト。
- 一、實習ニ關スル件

(イ) 商業補習學校

- 一、初等科ニ在リテハ日常ノ業務ニツキ商業ノ實踐ヲ指導スルコト。
 - 一、中等科以上ニ在リテハ主トシテ實踐室ヲ使用シ學正ノ進ムニ從ヒ既習事項及各自從業ノ一部ニツキ實習セシムルコト。
 - 一、夏季休業等ヲ利用シ會社、商店、銀行等ニ委嘱シテ練習セシムルコト。
 - 一、隨時會社、商店、銀行、商品陳列所、倉庫、税關等ヲ見學セシムルコト。
 - 一、タイプライター、算盤等ノ實習室ハ常ニ之ヲ開放シ練習セシムルコト。
 - 一、商品見本荷造法、廣告術其ノ他特殊ナル事項ニ關シテハ生徒各自ヲシテ研究工夫セシムルコト。
- (ロ) 工業補習學校
- 一、實習ハ各教科目ヲ通シ其ノ製作上ニ於ケル正シキ工程ヲ會得セシムルヲ目的トス。
 - 一、實習ノ方法ハナルベク其ノ教科目ニ直接關係アル當業者ノ意見ヲ參酌シテ定ムルコト。
 - 一、實習ハナルヘク素養ノ程度ニ依リ教材ヲ區別メテ指導スルコト。
 - 一、實習ハ夏季休業又ハ特別ナル時機ニ於シテ之ヲ課スルコトヲ得。

- 一、専用ノ實習室ヲ設クルコト能ハザル場合ニ在リテハ數校聯合シテ協同ノ實習室ヲ設ケ又ハ他ノ實業學校ト其ノ他工場等ト協定シテ實習セシムルコト。
 - 一、初學年ニ在リテハ理科ニ於テ工業ニ關スル教材ヲ加味シナルベク小學校ノ設備ヲ利用シテ實驗ヲ行ハシメ又圖出ニ於テハ用器畫法ヨリ進ミテ製圖ノ初歩ヲ授ケ自在畫ヨリ圖案ニ進ミ實際ノ工作圖ヲ描カシメテ實習ニ代フルコト。
- (ハ) 農業補習學校

- 一、實習地ハ個人實習地及共同實習地ノ二種トス。
- 一、個人實習地ハ自家耕作地ノ一部ヲ以テ之ニ充テ又ハ適當ノ場所ニ纏メテ設備スルコト。
- 一、共同實習地ハ學校ニ附屬スル實習地又ハ小學校、青年團、農會、試驗場其ノ他公私團體等ノ試作地、採種地、種苗園、森林等ヲ利用スルコト。
- 一、實習ハ季節ニ應ジナルベク休日又ハ朝夕ノ餘暇ヲ利用シ季節ニ關係ナキモノハ農閑期ニ於テ課スルコト。
- 一、個人實習地ノ面積ハ初等科ニアリテハ三坪以上高等科ニ在リテフ一畝歩以上トスルコト。
- 一、個人實習地ニ於ケル實習ハ學年ノ進ムニ從ヒ生徒各自ノ設計ニ依リ之ヲ行ハシメ其ノ經過收支

ノ情況等ヲ記録セシムルコト。

一、個人實習ニ關シテハ設計記録等ニツキテ指導スルノ外時々實地ノ指導監督ヲ行フコト。

一、共同作業ハ必要人員ヲ輪番ニ召集シテ實習ノ指導ニ便ナラシメ技術的作業ニ對シテハナルベク全生徒ヲシテ洩レナク實習セシムルコト。

一、土地ノ情況ニ依リ養豚、養蠶、養鶏、養魚ノ實習ヲ課シ其ノ他地方特殊ノ作業ハ隨時之ガ實習ヲ行ハシムルコト。

一、高等科以上ノ學年ニ在リテハ農業又ハ水産ニ關スル實地調査、見學、節易試驗ヲ行ハシメ或ハ特ニ一事項ヲ選擇シテ之ガ研究ヲ行ハシムルコト。

一、實業成績ニ關シテハ其ノ經過法立毛、收穫物、製作品、實習記録、調査報告等ヲ品評シ且ツ時々技術ノ競技會、調査研究ノ報告會ヲ開催シ實習ノ獎勵ニ資スルコト。

一、職員ニ關スル件

一、學校ニ附設セル實業補習學校ノ學校長ハ當該學校長ヲシテ之ヲ兼務セシメ普通科擔任教員ハ當該學校教員ヲシテ之ヲ兼ネシムルヲ定例トス、但シ商工補習學校ニ在リテハ之ニ依ラザルコトヲ得。

一、實業科擔任教員ニハ當該科目ヲ專攻セル者ヲ採用シ教授時間外ニ於キテモ生徒ノ實習指導ニ任ゼシムルコト。

一、町村又ハ町村農會等ノ技術員ハナルベク實業科自擔任教員ニ採用スルコト。

一、實業家又ハ技術家等ニ隨時教授ヲ囑託シ教授或ハ實地ノ指導ニ當ラシムルコト。

一、夜間制ノ實業補習學校ニ於テ小學校教員ヨリ兼務スル教員ノ擔任授業ハ一人ニツキ毎週三夜ヲ超エザルコト、但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ制度ニ依ラザルコトヲ得。

一、實業補習學校ニハナルベク主事ヲ置キ教員ヲ以テ之ニ充テ教務其ノ他ノ事務ニ從事セシムルコト。

一、經費ニ關スル件

一、授業科ハナルベク徴收セサルヲ可トス。

一、郡市ハ區町村ノ實業補習學校ニ對シ相當ノ補助金ヲ交付シ主トシテ教員ノ俸給及手當ニ充テシメ其ノ優遇ヲ圖ルコト。

一、小學校等ヨリ兼務セル教員ニ對シテハナルベク左記標準ニヨリ手當ヲ給スルコト。

商業補習學校ニ在リテハ一時間四十錢以上、農業及女子補習學校ニ在リテハ一時間參拾錢以上。

學校長及主事ニ對シテハ前記ノ外別ニ相當ノ手當ヲ給スルコト。

一、學校ト外部トノ連絡ニ關スル件

- 一、實業補習學校ニ商議員若干名ヲ置キ補習教育ニ關シ管理者又ハ學校長ノ諮問ニ應ゼシムルコト
- 一、商議員ハ各種團體代表者、篤志者並當業者中ヨリ管理者之ヲ囑託スルコト。
- 一、生徒ノ就學出席督勵ニ關シテハ商議員、青年團處女會等ニ援助ヲ求ムルコト。
- 一、郡市町村及其ノ教良界ニ於テハ時々通俗講演會ヲ開キ補習教育ノ普及獎勵ニ資スルコト。
- 一、職業徒弟使用人等ノ補習學校就學獎勵及卒業生ノ就職並ニ優遇ニ關シテハ商業會議所銀行會社工場又ハ同業組合等ニ援助ヲ求ムルコト。
- 一、農業補習學校ニ在リテハ教授上必要ナル諸調査、質疑、講習、講話、器具、標本ノ利用並實地見學等ニ關ス農業試驗場、農會、産業組合等ニ對シ相當援助ヲ求ムルコト。

學齡簿樣式

氏		
原籍	住所	生年月日
		年 月 日
保護者又ハ雇		
氏名	住所	職業

學籍簿樣式

(女子用ニハ徵兵適齡期ヲ除ク)

名	從來經歷	就學年月日	修了			不學	考備
		大正 年 月 日	科 大正 年 月 日	科 大正 年 月 日	科 大正 年 月 日	事由	
適齡期	徵兵	大正 年 月 日					
保護者又ハ雇	氏名	住所	職業				
原籍	住所	生年月日					
		年 月 日					

トテ得ルコト。

ハ、甲校ハ乙校ニ移轉シ又ハ休業中ノモノ再ビ學習ヲ繼續セントスル場合等總テ尋常小學校同様ニ取扱フコト。

ニ、各校ヨリ授與スル卒業證書ハ上級ノ補習學校入學ニ對シ一様ニ認メラルモノナルコト。

(2) 學年制ニヨル中等工業科ハ左ノ標準ニヨリテ設置スルコト。

イ、中等實業科ノ修業年限ヲ二ケ年トスルコト。

ロ、普通工業科卒業、英語ヲ必須科目トセル高等小學校卒業生ヲ收容スルヲ本體トスルコト。

ハ、専門科ニ分ツコト。

ニ、各専門ヲ組織スル學科目、程度時間數ハ略一定シタルモノトスルコト。

ホ、教授ハ講義ノ外成ルベク實習ヲ課スルコト。

ヘ、専門科ニ關スル實務ニ従事スルモノニハ時宜ニタリ工場實習ヲ課セス之ニ代フルニ課外ニ製圖若ハ他ノ學科ヲ課スルヲ得ルコト。

ト、他ノ事務ニ従事シ將來其ノ専門工業者タラントスルニハ之ニ必要ナル實業ヲ課スルコト。

チ、實業及實驗ノ設備ナキ専門科ヲ置キタル學校ハ此ノ設備ヲ有スル他ノ學校ニ相當實習費ヲ

負擔シテ實習教育ヲ委託スルノ途ヲ講スルコト。

(3) 學年制ニヨル高等工業科ハ左ノ標準ニヨリ設置スルコト。

イ、高等工業科ノ修業年限ヲ二ケ年トスルコト。

ロ、中等工業科卒業生及中學四年級修了程度ノモノヲ收容スルヲ本體トスルコト。

(四) 科目制ニヨル場合ニ注意スベキ事項。

イ、各補習學校ニ於ケル生徒ノ入學ニ關シテハ現ニ工業ニ従事セル者ニ優先權ヲ與フルコト。

ロ、各補習學校ハ常設講科目及程度ノ高低ヲ豫定シ置キ一地方ニ同種ノ學科偏在シ又ハ缺陷重複ニ亘ラサル様配置ヲ考フルコト。

ハ、各補習學校ハ常設科目ノ外隨時必要ニシ或期間ヲ限り特種ノ科目ヲ開設スルコトアルベキコト。

ニ、目制ニヨル學科ノ修了證書ニハ成ルベク其ノ内容期間等ヲ記入シ備主被備者及其ノ他ニ利便ヲ與フルコト。

ホ、各補習學校ハ學年制ノ組織ニ於テハ略同様ナルベキモ其ノ教育的感化並ニ科目制ノ學科ニ於テハ特長ハ顯ハスノ餘地アルベキコト。

(五)各補習學校ハ各其ノ所囑ヲ異ニスルヲ以テ重要事項ヲ協議スル爲委員ノ組織又シ當事者ノ會合ヲ要スルコト。

(備考) 本案ハ東京市及接續町村ノ工業補習學校ノ組織ニ關シ調査シタルモノトス。

三、地方に於ける各種補習學校内容の大項

(一)大分縣瀧尾補習學校

- 一、分教場。二、修業年限、尋常小學校卒業者七ケ年、高等小學校卒業者五ケ年。三、教授の期節
- 一、二、三、四月八、九月の六ヶ月二回に分たれる。四、教授時數、各年を通じて修身(一)國語(五)算術(三)農業(三)計十二時間とす。

(二)福岡縣粕屋郡大川實業補習學校

- 一、分教場。二、修業年限、八箇年。三、教授期節、十一月より翌年四月まで毎夜二時間。四、教授科目及教授時數、修身(一)國語(五)算術(二)農業(二)計十時間。

(三)兵庫縣宍粟郡土萬村青年農業補習學校

- 一、修業年限、尋卒三年、高卒二年。二、教授期間、四、五、七、八、十、二、三の七ヶ月、毎週月木二夜。三、教科目及教授時數、修身(一)國語(二)農業(二)算術(二)計七時間。

(四)和歌山縣山田村立柏原補習學校

- 一、修業年限、尋卒四ケ年、高卒二ケ年、其の他專修科(若干年)及壯丁科(若干月)。
- 二、教授期節、四月―五月(一ヶ月)六月―七月(一ヶ月)九月―十月(約二ヶ月)十二月―三月(約三ヶ月)計七ヶ月火木二夜。

三、教科目及教授時數。

	修身	國語	算術	公民科	實科	理科	農業	計
豫科	二		一、五		一、五		〇、五	五
本科	一		〇、五	二	一			五
專科			〇、五		一			五

(五)愛知縣碧海郡六美村立農業補習學校

- 一、修業年限、第一部(三年)第二部(約五ケ年)。
- 二、教授の季節、第一部(殆んど小學校と同じ。ただ挿秧時たる六月二十日より三十日まで十日間のみ殊別の休業なり)第二部、十二、一、二、三の四ヶ月。
- 三、教科目及毎週教授時數、第一部、晝間三十六時間、第二部夜間六時間。

四、教科目教授時數、修身、國語、算術、農業、歴史、萬國地理、理科、體操等甚だ複雑にして一見しておけ難きも第一部農業科を見れば次の如し。

實州	園藝	第一期		第二期		週時	總時	三ヶ月	四月一日ヨリ六月十九日マデ
		普通作物、特用作物	栽桑、飼育、生理、病理、蠶種製造法	普通作物、特用作物	栽桑、飼育、生理、病理、蠶種製造法				
實州	養蠶	同	同	同	同	一四	四二	一ヶ月	三月
	畜産	第二期	家畜飼養管理、養魚、養蜂	一四	一六八	三ヶ月	九	九月一日ヨリ十一月三十日マデ	
	土壌	同	分類、性質作物トノ關係、土壤改良	一四	一八二	四ヶ月	十二	十二月一日ヨリ翌年三月廿四日マデ	
	肥料	第二期	性質、成分、効用	一六	二四〇	四ヶ月	四	四月一日ヨリ七月卅一日マデ	
	造林	同	植樹、造林、保護、經營利用	一六	六四	一ヶ月	九	九月	
	農産製造	同	各種農産物製造法農家必要ノ詳細	一六	一六七	三ヶ月	十	十月一日ヨリ十二月廿四日マデ	
	經濟法規	同	農業經濟、農甲簿記、關係法規	一六	一六〇	三ヶ月	一	一月八日ヨリ三月廿四日マデ	
實州					六廿	以內		無定期	

第二部は修身、國語、算術、農業とし其の學級を三となし、普通科は全體で二十ヶ月乃至十二月を以て終ることとなり、農業は第一部の如く分科し各科毎週二時間づゝ教授し半ヶ月乃至四ヶ月で終

へることとなつて居るのである。即ち約五年程の間に全體の教科目を履修することを得るのである。而して各科共初等と中等とあり、其の教授もよく連絡し、各科は循環的に五ヶ年の間に開設し時間割等もうまく定めて居る。如斯農業の各事項又は各分科の修業期間を月を以て定め順次數年の間に循環的に各科に亘つて教授するを得るの法をたゞ居るのは各地にあり、鹿兒島縣川邊郡立神實業補習學校もこの制をとつて居る。

(六) 福井縣足羽郡東郷實業補習學校

一、分教場。二、修業年限、尋卒六ヶ年、高卒五ヶ年。三、教授期間、十二月より翌年三月まで、夜一週八時間。四、教科目及教授時數、修身(一)農業(二)國語(四)算術(一)にして第六學年まで同一なり。

(七) 東京府荏原郡駒澤村立駒澤農業補習學校

一、集中主義。二、修業年限、本科尋卒三ヶ年、高卒一年。特別科二ヶ年(本科卒業生)三、教授期間、第一學期、晝間五月より十月の六ヶ月間農家休業日利用。第二學期、夜間十一月より翌年四月の六ヶ月、毎週五日間。

四、教科目及教授時間數、修身(一)國語(三)算術(三)農業(四)商業(一)地理、理科(各一組但隨意

科)計十二時間。

(八)山形縣南村山郡上山實業補習學校

一、集中主義。

二、修業年限、二年(尋卒)。

三、教授期間、十一月より三月迄、毎夜二時間。

四、教科目及教授時數、修身(一)國語(四)算術(三)習業(三)商業(二)計十二時間。

(九)靜岡縣駿東郡佐野農業補習學校

一、集中主義。

二、修業年限、三年、晝間にして一年凡そ四十週教授す。毎週教授時數二十八時間。其の教科課程

は略農學校の夫れと同じややうであつて、第三學年になつても尙普通科目十六時間、農業科目十二時間の教授をして居るのである。其の詳細は略すが吾人は補習學校として如斯完備せるものは補習學校と稱せずして、乙種農學校と稱する方がよくはないかと思ふのである。又一方より考へれば比較的少數の人に入學せしむりよりも、今少しく簡易にして多數の人を入學させては如何かと思はれる。

(一〇)愛知縣丹羽郡樂田農業補習學校

一、集中主義

二、修業年限、第二部(尋卒)三年第一部(高卒)四ヶ年。尙公民教育(憲法及町村制の義解、村條例等の講讀、選舉法の大意をらしむ)一ヶ年壯丁豫備教育一ヶ年。

三、教授季節、(十月より翌年四月まで)第一部は毎週月、火、金、第二部は火、木、土曜に出席、毎週六時間、第一部は修身(一)國語(二)算術(一)農業(一)第二部は修身(〇、五)國語(一、五)算術(二)農業(二)計六時間。

第二十章 米國に於ける補習教育

附職業教育振興條例

一、實業教育の制度と其の實際

言ふまでもなく米國は其の教育制度の上より觀れば、歐洲諸國に比して極めて後進の國であつて、此の點に於ては我が國と其の軌を一にし、時に實業教育に關する制度に到つては、我が國に比するも甚だ幼弱の感あり、惟かに一九九百年時代に至り公機關として、實業教育に關する制度を設けたやうな状態である。加ふるに我が國等と異なり、法律制度の一切は各州の定むる處であつて、全米國

を通じた制度の観るべきものなく、或州は觸乙を祖述すれば、他の州は全然英國流を汲む等一見した處殆んど無制限の有様である。然し乍ら一たび其の實際に思到れば紐育が、ストン・シカゴ・インディアナの東部開明の地方は言ふまでもなく桑港・ロス・アンゼルス、シャートル等西部海岸の片田舎も、ロッキーマン系の未開地にも、人口一萬の小都會に到るまで皆能く實業學校の設立あるの外、或は農業中學又は工業中學、或は夜間中學、簡易中學等の形式に於て公立實業教育は普く行渡り、加ふる大會社工場等に於て、職工徒弟の教育に任ずる者も亦少くない。故に制度に於ては我が國に劣る、此米國が實際には我が國の及びも付かぬ實業旺盛の國であることを否むことは出来ない。蓋し米國は新進の大國であつて、未だ萬般の制度は何れも州の爲すがまゝに放任し、政府は單に對外關係の機關たるに過ぎない國情にあるが、爲各州市各々其地方的事情に適する規則と、之れが實際の施設とを爲し得るによつて、斯る雑多な形に於て學校の勃興を來したること。(一)富力が異常に高い爲國又は州等の補助獎勵を要求する程度がなく、是と確定したる機關は市町村又は私設團體等の獨力を以て、片端しより之れが實施を爲し得たこと。(二)實業發達の異常に長足であつた事と、殖民地的事情とが此種教育機關を要すること甚だ急で、到底議論の時を有しなかつたこと(三)中央政府に豊富な調査費を有する爲、世界の各地に人を派して充分なる調査の結果を發表して、米全土の關係者を

して其の好む處に従はしむる等に出づるを以て、各州市は居ながらにして、世界最新の制度及其の實施の結果を察する得たること。(四)世界に比類ない成金者多い爲、寄附行爲甚だ盛んに行はれ、其結果實業教育制度に拘束せられない特殊の實業學校の勃興したこと等により、制度の區々であつて而も頗る不完全なる間に於て、既に早く世界の有ゆる優良なる學校の各形式共に之を觀るを得るの狀況に達したものであらう。

此點に於ては我が國の如きは、實に議論に始まり議論に終つて居るものが少くない。既に勃興して居る實業教育も其の制度の完備して居ること、全國を通じて整然として劃一して居ることは、實に世界一の稱ある獨逸も三舍を避くるの感あるに拘らず、其の實際の實際の状況を觀渡せば、制度に伴ふ金力なく、金力に伴ふ良教師の乏しいため、今や制度上の後進國に對し、實際の施設に於て數歩を譲らざる得ないのは、返す返すも残念なことである。特に工業補習教育は日米兩國共に其範を獨逸に採つたに拘らず、我が國の未だ幼弱の域を脱し得ないに當り、例へ令州を限つてなりと云つても米國はマサチューセツツを始め、義務就學に關する制度を實施したものの二三に留まらないのを觀るは、吾人の羨望に耐えないところであると共に、又將來大に努力を要すべき事を感じざるを得ないのである。

一、マサチューセッツ州實業教學制度の意義

1120

今此米國を通じて教育制度の最も完備して居るマサチューセッツ州の補習教育を究むる前に同州の教育法令に表はされて居る實業教育に關する意義を明かにして見れば、同州實業教育法令に所謂實業教育とは大要左の如く解釋される。

- 1、實業教育—適當なる被傭者^{エンプロイメント}を養成する目的の教育を意味す。
 - 2、工業教育—職業者、工人及工場に於ける製造に關係する男女の工人を養成するが如き實業教育中の一形式を意味す。
 - 3、農業教育—土地の耕作、家禽の飼養、森林の事業其の外農業に關して賃銀を得るが如き仕事に従事するものを養成する實業教育の一形式を意味す。
 - 4、手藝教育—家事に關係する職業に適するものを養成する實業教育の一形式を意味す。
 - 5、獨立工業、農業手藝學校—州教育局に於て特別に規定せられたる規定の許に農業、工業又は手藝を教育すべき計畫の許に組織せられたる教科、生徒及教員の組織を意味するものとす。
- 之は米國には中學校に農業中學校、工業中學校等があり獨立の農、工業學校と同一の方法により同一目的の人物を養成して居るを以て國庫補助、其の他の關係から斯く獨立學校の意義を鮮

明にして置く必要があるのである。

- 6、夜間部—工業學校、手藝學校の夜間部とは晝間被傭者の位置に居るものに對する必要なる教二を爲す處たらさるべからず。

- 7、部分教授、又は補習部—工業農業又は手藝學校のパートタイムス又は補習教授部とは被傭者の位置にあるもの、授業中の時間の一部を割きて、教授する處の教育でなければならぬ。而して其授業時間の一部とは一日、一週又は其の他の長時間の一部を意味す。

(毎日午後三時宛一ヶ年にも、又は毎週一日宛半ヶ年にも、或は一ヶ年の間の毎各期三ヶ月にても此意味に該當するものとす)

三、マサチューセッツ州實業補習學校義務通學と國庫補助

前項に説明したやうな種類の學校の設立せられたる場合に於ては、州教育者ば其の設立者である市町村に對して年々其の學校維持費の半額を州費から補助して居る。但し學校維持費とは課税による費用を意味するもので、授業料及生産物拂下代を除外するものである。斯くも手厚い補助制度を置くのは富力の然らしむる處であるとは云へ、當局用意のある所も自ら知り得らるゝのである。之れを我が國の僅かに經常費の五分、三分に相當する少額の補助を以てする獎勵に比するときは、地方自治

體の教育に對する用意の如何に手厚いかを窺ふことを得べく、我が國に遅れて制度を設け而も到る處に實業教育の勃興を來しつゝあるも過然ではないと云ふことが出来るのである。

而て一面斯くも手厚い補助法により、學校設立を奨励すると共に、一面には實業補習學校義務通學に關して左の如く規定して居る。

市町村の教育委員會に於て、工業補習其の他の形式により既に其市町村内にて被傭者の關係にある年齢十四歳以上十六歳以下の者に、毎週六時間以上教育を爲す學校の設立を爲したるときは、教育局の同意を得て就學を強制することを得。

此の規定により定められたる強制通學は、一週四時以上とし午前八時より午後三時迄の間のこと。而して此通學に要したる時間は工場法の定むる處により授業時間に計上すること。

以上の規定によつても、我が國に於ける近時の所謂補習學校とは大いに其の趣きを異して居ることと知ることが出来る、而して此の規定は小學校を終つたのみで、職業に従事した者に對して將來に適所を得さしむるの意義なる故素より至當であつて、且つ又極めて必要な行爲的施設たるを失はない。而も其の要旨は全然獨逸を學んだもので、獨逸より毎週の教育時間も少なく、義務年限も十四歳から十六歳迄の二ヶ年としたのは、獨逸(州)によつて同じではないが)の十八歳迄の四年間、毎週八時間

以上なの比ぶれば、頗る初期的便利を主とした事を觀るべく、我が國に於ても都市等には必ずしも行ひ得ない方法ではないやうに感ぜらるる。尙其の内容に到つては親勝りの觀があり獨逸の制度に比して一層面白い所がある。

四、實業補習學校の種類

以上の如き強制通學を規定し得る補習學校の種類として左の五種を擧げる。

1、一般補習學校—これは次の表中普通補習學校と稱し掲げたやうな内容のものであつて、我が國にも之に類するものが多い故茲には細説しない。

2、實業準備學校—(Prevocational School)譯語は適切を缺くが、既に普通勞働階級(Unskilled-Labour)に傭はれた、少年に種々の工業に關する簡易なる實驗及實習を課し、之に伴ふ學課を授けて、職業指導授業と相待ち、生徒將來の發展に適所を發見せしむるを目的とするものなる故、之れに來て學ぶ者は、職業上確然とした方面のないもの即ち一方の専門技術(Skilled Labour)に入らない者として居る。而して此の種の學校の爲す仕事は

(a)建物其他の方法にて種々の職業に關する知識を得しむること。

(b)以上により選定したる職業に對する當該少年の適不適の研究。

(c) 實業學校及工場の參觀。
 (d) 以上の方法によりて仕事を確定せば、生徒の之れに對して趣味ありや否やに關する試験的各種實技の教育。

以上の事柄を爲すを此の學校の仕事とする。

3、實業補習學校—農業、工業、商業、家事等の補習學校を稱するもので、實業豫備學校と實業擴充學校 (Trade Extension School) との二種に分たれる。

(a) 實業豫備學校—とは晝間の業務と關係なく其の生徒に對し現在よりも一層適切なる好位置を與ふる爲めの教育を爲す處である、従つて前に掲げた實業準備學校に於て決定した、將來の職業に適せしむる爲めの教育を爲す學校と見るを至當とする。而して此處に學んで新しい専門の知識を具へたなら、其の方面の工場主の要求する實業擴充學校に入學するのである。此點に於て獨逸の補習學校と其の趣を異にて、何處までも人物の適材を適所に伸ばさんとする所に一日の長がある。之れは蓋し米國の國情、就中工業經營状況の大は獨逸の夫れと異なて居るところから來たものである。

(b) 實業擴充學校—は前掲の學校に於て新たな教育を受け、之れによつて新たな工場内の位

置を得た者に、之れに關連する充分なる補習教育を爲す所で、進歩した工場補習を課し、以て生徒を出來得る限り技術界に立身出世せしめんとするものである。

4、パートタイム學校—は義務補習學校に類するも、補習學校は毎週四時間以上の通學を強制するに反し、之れは前述の如くに、必ずしも一週の一部又は一日數時間と限られたものではない。一年中の或る一部でも一ヶ月の一部でも差支ないもので、其の内容は實業擴充學校と同一である。

五、米國特殊の事情

以上の如くマサチューセツツの補習教育制度は小學校卒業のみで、直ちに實業に従事した者を十六歳まで強制的に補習せしめんとする點に於ては獨逸を學んで居るが、其の内容に於て全然趣きを異にし、彼れは此等青年労働者をして一切現在の職に安ぜしむるを目的として、學校の内容を整へ理髪師は理髪學校に、煙突掃除夫は煙突掃除學校に、強制的に入學せしむるに反し、此れは煙突掃除の如き、又は自働器械の操縦の如きは普通労働少年を集めて、之れをサブセクトとして學校教育と職業指導部 (Vocational Guidance) との協力によつて其の内から、より一層精巧なる技術に當るべき適材を發見し、之を適所に技能せしむるが爲には、現在の職業は何時でも擲たしめ從て之れを

使用する工場主の損害は、殆んど顧みないやうな遣り口である。而して之等の相違を來した原因は獨逸に於ける工業の組織が未だ小規模であつて、工業技術の七十パーセントは手工業に屬し僅かに三十パーセントが機械的製作に従事して居る有様なる故、工業經營者は日本の夫れの如く小工業者多く、従つてこれ等工業者間には、強固なる同業組合とか、工業會議所と云ふやうなものがあつて、小工業者は夫々學校教育を受け加ふるに洲、市又は組合等の親方試験に及第一免許狀を有するもののみなるを以て此等の徒弟として小學校より來るものは一定年限に漸、次に義務補習教育を受けつゝあるの間に自然に、親方として前者の跡を相續するを得るの便あるに反し、米國に於て總ての工業の九十パーセントは機械的工作に成り、僅か百分の三が手工業に依ると稱される程、工場は大規模で機械應用の甚だしい所なるを以て、若しも小學校卒業者の隨意に一家の事情に制せられて、工場内に被傭者として入り來るまゝにして置けば、遂に一生を此普通労働者の階級に終らざるを得ない。従つて適當の方法を施せば國家の爲めにも、工業の爲めにも、より有効なる仕事をして社會を利し、自己を利し得るものを徒らに單純労働者に終らしむるは個人の不利益ばかりではなく、國家人物經濟上の一大損失である。故に此等の單純労働者に入るべく餘儀なくせられた少年に補習教育を強制し、其の力によつて適所を得せしむる如きは、米國工業界の事情に對し頗る適切な方法である。

之れが即ち獨逸に學んだ、米國の實業補習教育が其の制度を同ふして、其の内容を異にする所以であつて、且又英國に盛んな職業指導事業が、近時米國に於て長足の進歩を遂げつゝある所以も茲に存するのである。

斯くの如くにして國度補助法は一九一〇年に、義務通學に關する制度は一九一三年に制定せられ、翌一九一四年に此の法に準據して補助を受けた學校數は四十八校の多きに達し尙年々著しい割合に増加して居る。今此等の教育を施さねばならぬ特殊の必要に迫つて居る工業の種類を擧げて見れば次の如くである。

- 1、金屬工業—マサチューセツツ州は工業に於て米國第一の所で、此の工業の性質に熟練職工を要すること大なるを以て、此の種の學校は成功しつゝある。
- 2、纖維工業—少年を多數使用する性質のものなる故、此の教育の必要も極めて大なるものなるに拘らず、未だ一つのパートタイム學校すら無い有様である。
- 3、製靴工業—少年工を使用することは纖維工業に次ぐ。加之極めて分業的であつて或る局部には極めて熟練技術を要するものである。
- 4、印刷及出版業—半機械的工業で少年工を使用することも亦少くない。然し他の工業に較ぶれば

育教習補るけ於に國米

一般的知識を要することが大きい。

5. デパートメント、ストア―商業方面を代表して最も多数の使用者及給仕を用する故、繊維工業と並んで單純勞働の少年を要する性質のものである。

6. 菓子製造工業―熟練を要すること少なく且給料の底いのと季節によつて繁閑の多い職業なるとにより之れに従事する工人は顧みるの必要がある。

今此の補習學校に於ける教科及時間の割り當て教師の種類等を關係的に表示すれば左の如くである。(次頁参照)

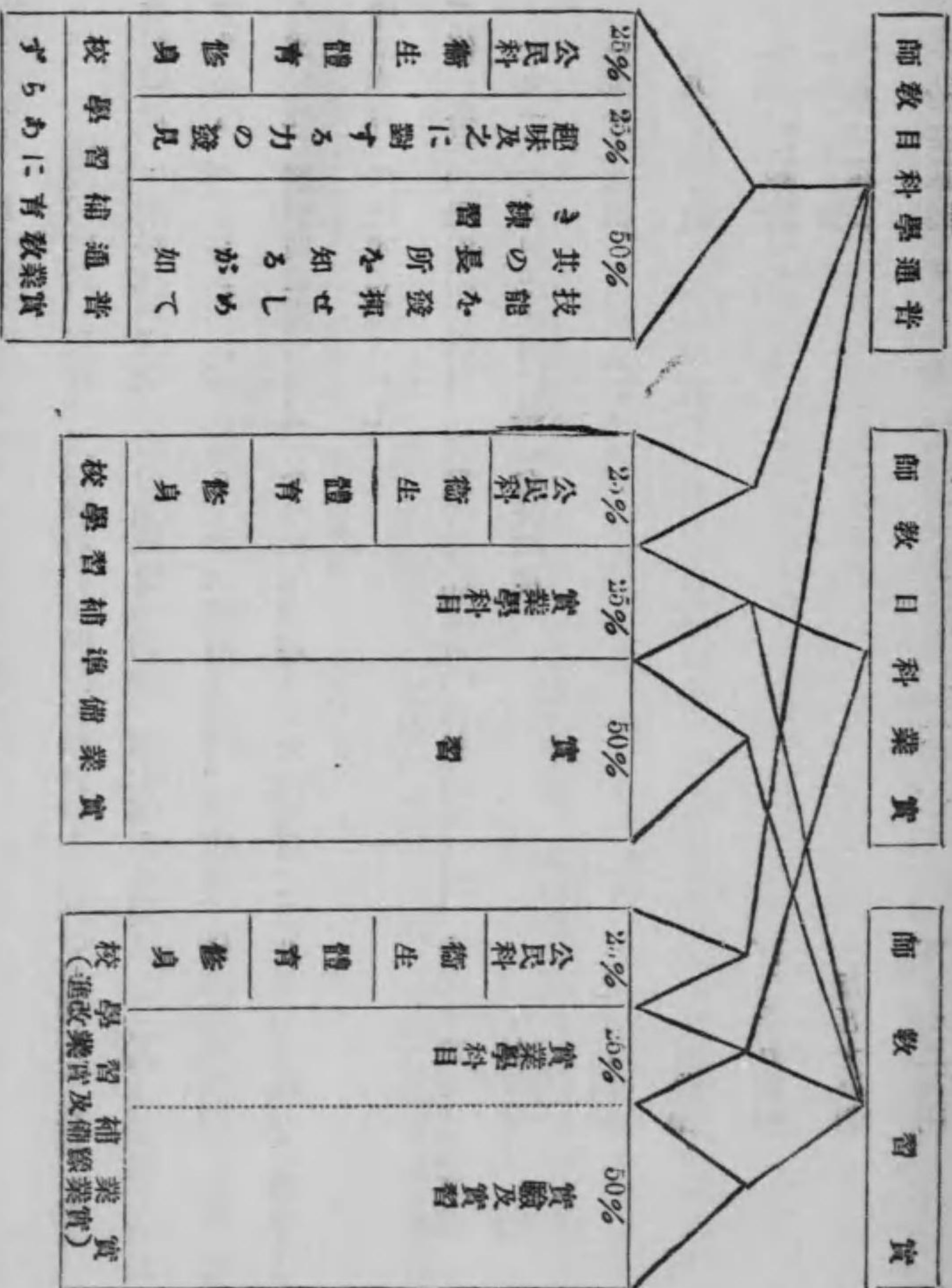
六、米國に於ける、一七七年職業教育振興條例

(スミス・フーズ條例、一九一七年二月二十四日裁可)

本條例は左の諸項に關し規定したるものなり。

- 一、職業教育の振興
- 一、洲の農業手職業及工業教育振興に對する補助
- 一、洲の職業科教員養成に對する補助
- 一、補助金の分配及消費

第一育教習補の米歐及種規諸るす圖に校學習補 第三第



北米合衆國上下兩院の協賛を経て左の法律を制定す。

第一條 農業科の教員、監督者及指導者、手職業科教員及工業科教員俸給の補助。農業科教員手職業科教員、工業科教員家政科教員養成費の補助。第七條の規程による中央職業教育局 (Federal Board for Vocational Education) の本條例實施費、研究費、職業教育機關の組織及活動を助くる爲の報告調製費に充つる爲、今後毎年國庫より本條例第二條乃至第四條の金額を支出す其の使途は本條例の規定に據るべし。

第二條 各洲の農業科の教員、監督者及指導者の俸給補助の爲、左の金額を充當す。

一九一八年六月三十日に終る會計年度	五十萬弗
一九一九年同	七十五萬弗
一九二〇年同	百萬弗
一九二一年同	百二十五萬弗
一九二二年同	百五十萬弗
一九二三年同	百七十五萬弗

右金額は、最近の國勢調査に基き、遠隔の領土の人口を除きたる合衆國農村總人口に對する各洲農村人口の比例に應じて分配するものとす。但、前項の基金の一洲に對する割當額は、一九二三年六月三十日に終る會計年度以前にありては五千弗、其以後の毎會計年度に於ては一萬弗を下らざるものとす。

人口少き爲、人口の比例に應じて割當たる金額が前項の最低分配額に達せざる洲に對し其の補助金を之に達せしむるため、左の豫備金を充當す。

一九一八年六月三十日に終る會計年度	四萬八千弗
一九一九年同	三萬四千弗
一九二〇年同	二萬四千弗
一九二一年同	一萬八千弗
一九二二年同	一萬四千弗

一九二三年同	二萬一千弗
一九二四年同	九千弗
一九二五年同	三萬四千弗
一九二六年以降毎年同	二萬七千弗
第三條 手職業科家政科及工業科教員の俸給補助の爲、左の金額を充す。	
一九一八年六月三十日に終る會計年度	五十萬弗
一九一九年同	七十五萬弗
一九二〇年同	百萬弗
一九二一年同	百二十五萬弗
一九二二年同	百五十萬弗
一九二三年同	百七十五萬弗
一九二四年同	二百萬弗
一九二五年同	二百五十萬弗
一九二六年以降毎年同	三百萬弗

右の金額は、最近の國勢調査に基き遠隔の領土の人口を除きたる合衆國都市の總人口に對する各洲の都市人口に應じて配分するものとす。但し、前項の基金の一洲に對する配分額は、一九二三年六月三十日に終る會計年度以前にありとは五千弗、其以後の毎會計年度に於ては一萬弗を下らざるものとす。

人口少き爲、人口の比例に應じて割當てたる金額が前項の最低配分額に達せざる洲に對し其の補助金を之に達せしむる爲、左の豫備金を充當す。

一九一八年六月三十日に終る會計年度	六萬六千弗
一九一九年同	四萬六千弗
一九二〇年同	三萬四千弗
一九二一年同	二萬八千弗
一九二二年同	二萬五千弗
一九二三年同	二萬二千弗
一九二四年同	一萬九千弗
一九二五年同	五萬六千弗

一九二六年以降毎年同

五萬弗

三五

家政科教員の俸給補助に充つる金額は、手職業工業及家政科教員俸給補助金額の二割以内とす。

第四條 農業科の教員、監督者、指導者、手職業科、工業科、家政科の教員の養成費補助の金額を充當す。

一九一八年六月三十日に終る會計年度

五十萬弗

一九一九年同

七十萬弗

一九二〇年同

九十萬弗

一九二一年以降毎年同

百萬弗

右の金額は、最近の國勢調査に基き、遠隔の領土を除きたるものとす。但し、前項の基金の一州に對する配分額は、一九一九年五月三十日に依る會計年度にありては五千弗、其後の毎年會計年度にありては壹萬弗を下らざるものとす。

人口の少き爲、人口の比例に應じて割當てたる金額が前項の最低配分額に達せざる州に對し其の補助金を達せしむる爲、左の豫備金を充當す。

一九一八年六月二十日に終る會計年度

四萬六千弗

一九一九年同

三萬二千弗

一九二一年同

二萬四千弗

一九二一年以降毎年同

九萬弗

第五條 本條例第二條乃至第四條所定の補助金を支給を受けんとする州は、其の議會が本條例の規定を承認し、且つ、本條例施行に關し中央職業教育局との協同上必要なる権限を有する州局を設け其の定員を三人以上とするを要す、各州は、州教育局其他公教育行政の責任を有する委員會又は各種職業教育行政の責任を有する委員會を指定して、本條例を施行する州局となすを得。

一九一七年に州の議會を開かざる場合、該州知事が其の權限内に於て本法の規定を承認し、中央職業教育局と協同する爲、三人以上より成る州局を指定又は設置するときは、中央局は之を其の設定日より次の州議會開會後六十日迄、本條例施行に關し地方局と認むるものとす。

州は右補助金中の一種以上を受くるを得。之を受けたるときは、其の補助金支給の條件を履行することゝを要す。但し、各州は一九二〇年六月三十日以後に於ては、農業科の教員、監督者又は指導者の養成費補助金の最低額以上を受くる迄は、農業科職員俸給補助金の支給を受くるを得ず。又、該期日以後は、手職業科、家政科及工業科の教員養成費補助金の最低額以上を受くる迄は、

此種教員信給補助金の支給を受くることを得ず。

三六

第六條 上院の承認を経て大統領が任命したる合衆國の市民三名、農務大臣、商務大臣、労働大臣、合衆國教育委員より成る中央職業教育局を設置す。右三名の市民の中一名は商工業、一名は農業、一名は労働を代表するものとす。該局は、毎年其の役員的一名を委員長に選舉するものとす。民間役員任期は、最初は、一名は一年、一名は二年、一名は三年間とし、爾後は各々三ヶ年とす、内閣員及合衆國教育委員以外の委員には、年俸五千弗を給す。

中央職業教育局は、本條例規定實施の爲、各州の州局と協同する權利を有す。中央職業教育局は、農業、手職業及工業、商業及商業的職業、並に家政の教授及職業學校又は學級の設置に關し州に對して援助を與ふるに必要な研究、調査及報告をなし、又之を州に命ずるの義務を有す。其の研究、調査及報告には左の諸事項を含むものとす。

農業、農業方法及農業労働者に對する要求。

手職業工業及徒弟、工業労働者に對する要求、工業方法及工業的職業の分類。

商業及商業的職業並に商業労働者に對する要求。

家政並に其の事實及理論の研究。

職業學校の管理並に職業科目の學科課程及び教授に關する問題。

職業教育局は必要に應じ左の各項の研究、調査及報告に就て各當該官と協し又は其の依頼することを得。

農業に關するものに就ては業務省。

商業及商業的職業に關するものに就ては商務省。

手職業及工業に關するものに就ては労働省。

職業學校の管理、學科課程及職業科目の教授に就ては教育局(Bureau of Education)。

教育委員は本條例施行に關し、隨時、職業教育局に意見を具甲することを得。同局委員長は同條の規定及決議を實施する義務を有す。中央教育局は、本條例施行に必要な助手を雇備することを得。

第七條 中央職業教育局に於ける本條例第六條所定の研究費、調査費及報告費、役員及助手の俸給、同局が本條例施行に必要と認むる事務費其の他の經費に對し、本條例制定後毎二十萬弗を充當す。

第八條 本條例所如の補助金を受けんとする州局は、補助金を充用する職業教育の種類學校の種類

及設備、學科課程、教授法、教員の資格（農業科に於ては、監督及指導者の資格）教員の養成計畫（農業科に於ては第十條所定の計畫）、を明記したる案を作製すべし。州局は該案を中央職業教育局へ提出すべし。中央局は之を本法の規定及目的に適合すと認むるときは認何を與ふべし。

州局は毎年九月一日迄に、州が遂行したる事業及本條例による収入支出に關する報告を中央職業教育局へ提出すべし。

第九條 農業科の教員、監督者及指導者の俸給、手職業科、家政科、工業科教員俸給職助金は、中央職業教育局の承認を得て州局が其の州に對して規定したる資格を有する教員、監督者及指導者の俸給以外に充つるを得ず。本條例所定の農業、手職業、家政及工業教育の補充の爲に行ふ教育の經費は、州及地方自治團體に於て負擔すべく、本條例所定の經費より支辨するを得ず。州或は地方自治團體若しくは兩者は農業科の教員、監督者若しくは指導、手職業科、家政科工業科の教員の俸給支給の爲、國庫補助金と同額を支出すべし。本條例所定の職業教員養成費は、學校の維持費に充つることを得、州或は地方自治團體若しくは兩者は、之に對し國庫補助金と同額の支出を爲すを要す。

第十條 州は本法の規定に於て農業振興の爲め農業科の教員、監督者、指導者の俸給に充當したる

配分類の全部又は一部を、中央職業教育局の認可を得て、農業科の教員の俸給又は州局の設置したる州管理計畫に基きたる監督者指導者の俸給に充つることを得。農業科の教員及監督者若しくは指導者の俸給に對する補助金を受けんとする州は、其の農業教育計畫の諸施設を州局の監督若しくは支配の下に置くことを要す。其の教育管理の目的は必要なる職業に適應する教育を施さしむるにあり。教育の程度は、カレッジ程度以下とし、十四歳以上にして現に、若しくは將來農業に従事し、又は農業の家庭に於て動く者の必要に應ぜしむることを要す。州或は地方自治團體若しくは兩者は、州局が中央職業教育局の認可を得て定めたる職業學校最低限度の計畫及設備を爲すを要す。補助を受くる學校（又は學級）の經常費は、州局が中央職業教育局の認可を得て定めたる最低額以上なるを要す。農業學校は學校の指導監督の許に於て、其の學校附屬の農場若しくは他の農場に於て毎年六ヶ月以上の實習を行ふことを要す。農業科目を教授する學校の教員、監督者若しくは指導者は、州局が中央職業教育局の認可を得て定めたる最低資格を有するを要す。

第十一條 手職業科、家政科及工業科の教員の俸給に對する補助金を得る爲めには、州局は其の手職業科、家政科及工業科の教育に關する計畫中に、此等の教育は州が管理又は支配する學校に於て行ふべきことを規定すべし。此等教育管理の目的は之を必要なる職業に適應せしむるにあり。

此種の教育は、カレッジ程度以下とし、十四歳以上にして手職業又は工業に従事せんとする者若くは之に従事せしむる者に適切なることを要す。州又は地方自治團體若くは兩者は、中央職業教育局の認可を得て州局の定めたる最少限度以上の設備をなすを要す。實施の経験なき生徒を收容する學校にありては、教授時數の半數以上を實習に充つるを要す。其の教育期間は、毎年九月以上毎週三十時間以上とす。各州に支給する手職業科教員、家政科教員及工業科教員の俸給に對する補助金は、其の三分の一以上を、十四歳以上にして職業に経験あるものを收容する補習學校の経路に充つべし。補習學校の學科目中には、十四歳以上十八歳以下の勞働者の公民的又は職業的知識を増進する學科目を含ましむることを得。補習學校の教授時數は、實習を除き、毎年百四十四時間以上とすべし。工業學校の入學年齢は、十六歳以上とし、生徒の従事する職業の補足をなす可き教育を施すべし。手職業科又は工業科の教員は、州局が聯邦職業教育居の認可を得て定めたる最低資格以上の資格を有するを要す。最近の國勢調査により人口二萬五千以上を有する都市にありては、州局は職業教育局の認可を得て、特殊の必要に應じ、職業に従事したることなき者を收容する學校の修業年限及び毎週の教授時數を預加することを得。

第十二條 本條例により農業科の教員、監督者指導者、手職業科、家政科及工業科の教員の養成費

補助金を受けんとする州は、其の計畫中に右教員の養成は州職業教育局の監督を受くべきことを規定すべし。右養成は、州の監督若くは支配を受くる學校又は學級に於て教員、監督者又は指導者たらんとする者にして専門の職業に就て相當實施の経験又は實習の経験ある者に對して之を行ふべし。州局は中央職業教育局の認可を得て、農業科の教員、監督者及指導者並に職業科、工業科及家政科の教員に要する最低限度の實地經驗期間を定むることを要す。

次の各項中何れに對しても本條例所定の職業教員養成費補助金の二割以下若くは六割以上を充つるを得ず。

一、農業科の教員、監督者指導者の養成

二、手職業科及工業科教員の養成

三、家政科教員の養成

第十三條 本條例により農業科の教員、監督者及指導者の俸給、手職業科、工業科及家政科教員の俸給又は右各種教員養成費の補助を受けんとする州は、其の立法府の規定を俟ちて會計官を任命し、右補助金の保管支拂を掌らしむべし。

第十四條 中央職業教育局は、毎年、各州の右補助金の使用又は使用計畫が本條例の規定に據るや

否やを調査するを要す。

中央職業教育局は、本條例を承認したる州が本條例によりて受け得る補助金の金額を毎年一月一日迄に大蔵大臣に申告すべし。其申告により、大蔵大臣は本條例所定の補助を受け得る州の會計官に毎年四回に分ちて補助金を交付するものとす。會計官は州局の請求に應じ、本條例の規定により補助金支給の資格ある州局認定の學校に對し、既定の經費支出の爲、保管金を交付すべし。

第十五條 各州に配布したる補助金を本條例に違反して支出したる州に對しては、次年度割當て金中より其の金額を控除す。

第十六條 中央職業教育局は、本條例所定の目的及條件に違反して補助金を支出したる州に對し、其補助金の支給を停止することを得

前項により補助金の支給を停止せられたる州の州職業教育局は、之を合衆國議會に上申することを得。議會が其の支拂を命ぜざるときは、中央局に之を大蔵省に返納すべし。

第十七條 州教育局の會計官の受理したる本條例所定の補助金が、人爲若くは事故の爲減少又は紛失したる場合には、州に於て之を辨償することを要す。其の辨償を爲す迄は、其州に對する爾後

の補助金の支給を停止す。

本條例によりて支給したる補助金は、之を直接又は間接に、營造物或は設備の建設費、修繕費、維持費、購入費、土地購入費、若くは借地料、又は宗教機關の學校及び私立學校の經費に充つるを得ず。

第十八條 中央職業教育局は、毎年十二月一日以前に、本條例施行に關する報告書を議會に提出すべし。右報告書には、各州の州局より提出したる各州に於ける本條例施行に關する報告書及配分を受けたる補助金支出に關する報告書を添付するを要す。

七、米國諸州に於ける補習學校法梗概

合衆國教育局教育法規條。フッド氏 (W. R. Hood) の概括したるものなり。

アリゾーナ州

年齢十四歳乃至十六歳の適法に雇傭せらるる青年に對する雇傭免狀發行に關する規定あり。此免狀十五通以上效力を有する町村は、補習學校(又は學級)を設け一ヶ年百五十時間以上、毎週五時間以上授業すべし。但し、州視學官は其の設置を免除することを得。補習學校の授業時間は、州法又は國法に規定したる十六歳以下の青年の勞働時間に加算すべし。

補習學校規則は、州教育局之を定む。補習學校の設置ある場合には、両親は其の青年の出席に關しては責任を有するものとす。青年の補習學校出席を拒む傭主は處罰す。授業は午前八時より午後五時迄となすべし。

コネチカット州

夜學校を設置せる市、町、村に居住し正規の小學校の課程を卒へずして雇傭免狀を有する十四歳乃至十六歳の青年は、當該夜學校に出席すべし。市町村教育局が特に免除した者の外は、毎週八時間以上、一年十六週以上出席すべし。

アイオワ州

各學區の學務課は、十四歳乃至十六歳にして、次の各號の一に該當する者の爲に補習學校を設置すべし。

- (一) 勞働證明書を有する者
 - (二) 八ヶ年の小學校を卒へずして雇傭せらるる者
 - (三) 八ヶ年の小學校教育を卒へたるも適當なる仕事に従事せざる者
- 學務課は其の學區内に上掲各號の一に該當する青年十五人以上居住するときは、補習學校（又は

學級）を設置すべし。其の標準は州の職業教育局之を決す。授業時間は毎週八時間以上とし午前八時より午後六時迄になすべし。國庫及州の補助金は教員の俸給に充つべし。通學義務に關する法律に違反したる者は處罰す。

ミシガン州

補習學校の設置ある學區に於て十六歳以下にして適法に雇傭せらるる者は、補習學校に、其の學校の授業時間、毎週四時間以上出席すべし。授業は午前八時より午後五時迄になすべし。補習學校の設置ある學區に於て十八歳以下にして小學校又は之と同等の學校を卒業し若くは正規の學校に出席せざる者は、其の學校の授業時間、毎週四時間以上、午前八時より午後五時迄に出席すべし。

雇傭免狀を有する十六歳以下の青年二十五人以上居住する學區に於ては、正規の授業時間、毎週四時間以上授業を爲す補習學校又は學級を設置すべし。其の標準は州教育局之を定め州の補助金を支給す。出席時間は雇傭時間に加算すべし。州教育局は學區に對し、補習學校の設置を免除することを得。違反者は處罰す。

モンタナー州

適法に雇傭せらるる十四歳乃至十六歳方の青年十五以上居住し、又は雇傭せられ居る一級學區又

は其の學區の郡立中學校は補習學校又は學級を設置すべし。一級學區の青年にして、雇傭法によりて免除せられたる者又は中學校の課程を卒りたる者の外は、凡て十八歳迄通學すべし。州教育局は學區に對して補習學校の設置を免除することあるべし。

補習學校は正規の學校の授業期間と等しき期間毎週四時以上、午前八時より午後六時迄に授業すべし。其の規則は州局之を定む。出席時間は雇傭時間と看做す。

両親及び後見人は、其の違反に關して責任を有するものとす。雇主は青年の出席を許すべし。州の補助金は教員俸給總額の二分の一以下とす。

ニブラスカ州

適法に雇傭せらるゝ十四歳以上の青年にして、一身上の都合又は系累扶養の爲に、補習學校出席の免除を願出で其の許可を受けたる者に對しては、出席義務法施行の際、一箇年二十週以上、毎週三日以上、一日二時以上夜學校出席の義務を課することを得。

十四歳乃至十六歳にして雇傭免狀を有する青年十五人以上居住する學區の學務課は、補習學校（又は學級）を設置すべし。右の青年は其の雇傭の期間又は十六歳に達するまで、毎週八時間以上通學すべし。

青年が通學せざる場合には其の雇傭免狀を取消す。雇主は青年に通學を許すべし。州及國庫基金は學校の補助金として使用することを得。規程は州教育局之を定む。

ネヴェーダ州

十四歳乃至十八歳の青年十五以上居住し又は適法に雇傭せられ居る學區の學務課は、補習學校（又は學級）を設置すべし。適法に雇傭せられざる青年は凡て十八歳迄通學すべし。雇傭したる青年の名簿を備ふる雇主に對しては免狀を發行し之を交附す。州職業教育局は學區に對して補習學校の設置を免除することを得。

補習學校は公立學校の授業時間、午前八時より午後六時迄の間に、毎週四時間以上授業すべし。補習學校出席時間は青年雇傭時間と看做す。両親等は青年を正規の學學に出席せしむべし。罰則あり。州の補助金は教員の俸給總額の二分の一以下とす。

ニュー・ハンプシャー州

夜學校又は晝間特殊學校の設置ある學區に於ては、英語の會話及讀書の能力なき十六歳乃至二十歳一歳の者は、州局の規程したる最少限度の課程を卒る迄之に出席すべし。但、州教育委員の許可を得たる者は此の限りにあらず。

ニュージャージー州

両親又は後見人は十四歳乃至十六歳にして雇傭免状を有し、當分雇傭せられざる青年を毎週二十時間以上補習學校に出席せしむべし。斯る青年は適法に雇傭せらるゝ場合には、毎年三十六週以上、毎週六時間以上補習學校に出席すべし。雇主は、青年の補習學校通學を許すべし。之に違反する者は處罰す。授業は午前八時より午後五時迄に爲すべし。但土曜日は休業すべし。

ニュー・メキシコ州

雇傭免状を有する青年十五人以上居住する學區に於ては、補習學校又は學級を設置すべし。授業は毎週五時間以上、毎年百五十時以上、午前八時より午後五時迄になすべし。青年の通學時間は適法の雇傭時間と看做すべし。

補習學校規則は州教育局之を定む。州視學官は學區に對し、補習學校の設置免除することを得。両親又は後見人は其の兒童の出席を督勵する責任を有するものとす。之に違反する者は處罰す。

オクラホマ州

十六歳以上十八歳以下の雇傭青年二十人以上ある學區に於ては、其の學務課は、一箇年百四十四時間以上授業をなす補習學校(又は學級)を設けすべし。其の規則は州職業教育局之を定む。州補助

金の總額は教員の俸給の爲に支出する經費の二分の一以下とす。雇主は青年の通學を許すべし。本法は小學校卒業後中學校第二學年を修了したる青年には適要せず。両親及後見人は、青年の補習學校通學に關し責任を有するものとす。之に違反したる者は處罰す。

ペンシルヴェニア州

州が認定したる學校に、毎週八時間以上出席せざる十四歳乃至十六歳の青年は、適法に雇傭するを得ず。土曜日は休業すべし。授業は午前八時より午後五時迄になすべし。青年が雇傭せらるゝ場所より適當なる距離以内に補習學校の設置なき場合は此の限りにあらず。

ロード・アイランド州

十六歳乃至二十歳の青年にして、英語の會話及讀者の能力不十分なる者二十人以上居住する町に於ては、毎年百夜以上授業する夜學校一校以上設置すべし。二以上の町が共同して之を設くる事を得。町は晝間補習學校を設置する事を得。州教育局の認定する程度の英語の會話及讀書の能力なき十六歳乃至二十一歳の者にして、晝間補習學校又は夜學校の設置ある町に居住する者は、州局の認定する程度の英語の能力を得る迄、九月より翌年六月に至る期間、二百時間以上之に出席すべし。私立學校の出席を以て之に代ふる事を得。左に違反する者は處罰す。州の補助金は、州教育局の認

可したる學校に限り之を交付す。

サウス・デコータ州

十六歳乃至二十一歳にして、尋學校五年修了程度の英語の會話及讀書の能力なきものは、其の程度の能力を得る迄毎週八時間以上夜學校の授業日に出席すべし。但、晝間學校又は補習學校に出席する者は此の限りにあらず。此の法律の適要を受くる者に對しては試験を課することあるべし。罰則あり。

地方の學務課は毎週八時間以上二十五時間以下、又は毎年二百時間以上夜學校を開設することを得。州の視學官は其の開設を命ずることを得。但學區に居住する生徒数が、州視學官の定むる數に達せざるときは、其の學區は夜學校又は補習學校の設置を命ぜらる事なし。州は認定學校經費の二分の一以下を支給す。規程は、州視學官之を定む。二十一歳以上五十歳以下の者も右の學校へ出席することを得。

イウータ州

十八歳以下にして適法に雇傭せらるる青年は、毎年百四十四時間以上補習學校に出席すべし。學區の學務課は通學を免除することを得。但、左の各號の一に該當する者は補習學校出席の義務なきも

のとす。

(1) 中學校卒業者

(2) 家庭教師に就き學習し得る者。低能兒

(3) 補習學校より二哩以上離れたる地に居住する者

罰則あり。規程は、州實教育局之を定む。學校出席時間は雇傭時間數に加算すべし。雇傭者は青年の補習學校出席を許すべし。學校は毎週四時間以上、午前八時より午後六時迄に授業すべし。此の法律の適用を受くる青年十五人以上居住する學區は補習學校を設くべし。

本州に居住する十六歳乃至四十五歳の外國人にして、公立學校五年修了程度の英語の會話及讀書の能力なき者は、公立夜學校の開設期間、毎週四時間以上之に出席すべし。但、身體又は精神に缺陷ある者は此の限りにあらず。晝間學校又は補習學校への出席を以て之に代ふることを得。罰則あり。學務は毎學年二百時間以上夜學校を開くべし。

ウエスト・ヴァージニア州

十四歳乃至十六歳の適法に雇傭せらるる者は、其の住所より二哩以内に夜學校又は補習學校を開設したるときは之に出席すべし。雇主は通學を許すべし。

職業學校の設置ある都市に居住する十四歳乃至十七歳の者にして、適法に雇傭せられ又は公私立又は教會區立學校に通學せざる者は、晝間八ヶ月以上（其の町の公立學校が普通の學年に八ヶ月以上開校する場合には之と同一の期間）職業學校に通學すべし。

十四歳乃至十七歳の雇傭せらるゝ者は、勞働免狀を有することを要す。通學の時間及び雇傭の時間は合計十四歳乃至十六歳の青年に於ては毎週四十八時間十六歳乃至十七歳の青年に於ては毎週五十五時を越ゆるを得ず。

徒弟は被傭後二年間毎週五時間以上職業學校に出席すべし。十八歳以上にして、一ヶ月二十時以下の時間外勞働を許可されたる者の外は通學及雇傭の時間合計毎週五十五時間を越ゆるを得ず。雇主は勞働時間と同一の割合を以て、徒弟の通學時間に對して給料を支拂ふべし。罰則あり。

第二十一章 獨英二國の補習教育

一、補習教育の目的

獨逸に於ける實業補習教育の目的は云ふまでもなく、第一に農商工業等實業に關する知識技能を修練することである。之必然の要求であつて國家社會が其の生産を盛にし其の經濟を發達せしめんと欲すれば、其の従業者殊に下級の店員職工等となる少青年を教養して、實業の知能を増進せしめねばならぬ。之は實業補習教育の最初の目的の主なるものとなつて居る。然しながら單に實業の知識技能を増進するのみであつては、未だ以て國家の産業を確實に興し、國家の隆盛を期する所以ではない。産業の勃興と共に國家社會並に國民の爲に害毒をながすやうな現象も生じて來た。其の一は道德の頹敗利己主義社會主義の勃興國民體格の退下等である。於是が道德教育殊に廣義の公民教育の必要を見國家社會の一員として單に産業上之に寄與するのみならず、道德的に國家の向上を計る爲に努力し國家社會繁榮の根柢の樹立に協働せねばならぬ。若し此の點を實業補習教育の目的より除外し單に實業の技能の増進のみを目的とせば其の教育は得る所よりも失ふ所が大であつて、國家社會の眞の發展には寧ろ有害であるとさへ論ずるやうになり、實業の専門教育は品性教育の出發點であると明言するに至つたのである。此の目的を補習教育に加ふるに至つたのは最近である。又之と同時に工場生活都會生活等より來る國民體格の退下を防ぐ爲に衛生の知識を具へ體育を奨励し、補習學校にも體操を正科とするに至つた。ミュンヘン補習學校は日曜日の夜等に之を課することに

努めて居る。

獨逸の實業補習學校の目的は右の如き目的を有するが、この外一般補習學校と云ふのがある。此の一般補習學校と云ふのは一定の確固なる職業を有し職工、徒弟、商店丁稚といふやうなものでなく、小使、給仕、使童、下級勞働者、其の他雜業に従事する者のために設けてあつて、彼等が一方墮落無賴漢となるを防ぎ進んで良都市民たらしめ、一方可成收入多き職業に進ましめることに努力するのである。又女子補習學校といふのは主として女子即ち母及主婦に必須なる知識技能を進めしめ將來母としての大任を全ふし、主婦としての本務を實行し、以て一家を齊へ國家を榮えしめ、國家將來の基礎を堅くせんとするのを目的として居る。

英國の補習學校は如何と見るに、元來英國の補習教育は十九世紀の初めは勿論のこと、千八百七十年頃に於ても、其の「夜學校」の多くは義務教育未修了者を入學せしむる所が甚多く、補習學校と明か稱し得るには却つて少ない位の状態であつたから、補習學校の發達はおそい。然し除々とは云へ今日では夜學校と云へば、補習學校と思はれる位に發達して來た。随つて其の目的も亦未だ獨逸に比すれば、大に劣等の位置にあつて、主とする所は實業科目を教授して、純實利的のところが多い。勿論近來は道德教育公民教育方面に努めやうとする傾向はあるが、未だ以て十分と稱す

ることが出来ない。特に教育者の方では理想として實業専門のみでなく、更に公民教育的見地より教授せねばならぬと力説して居る。例へばオックスフォード大學發行の「英國其の他の補習教育」中に、多くの教育家に質問した其の答を載せてあるが、其の第一質問は「貴下は各種の補習學校の目的は如何に思考せらるゝか」といふのであつて、その答は「一、善良公民の教養、二、熟練せる技術者職工(書記助手を含む)の教育」とあるのを見てもわかる。

英國に於て最も缺けて居るのは給仕、小使、使童、新聞賣子、單なる勞働者、手傳其の他雜業に従事する者の教養である。勿論我が國に比すれば學校教育其のものに於て、又其の他の機關例へばボーイスカウト(少年義勇團)等によつても相當教育はされては居るが、獨逸に於て完全に組織的に彼等の教育が行はれて居るのに比すれば及ばざること極めて遠いやうである。現今英國識者の憂ふる所は殊にこの點であつて、諸種の書籍に見えて居るが、ベスト、オグテ再氏の「補習學校問題」中にも如上の少年が二三年の收入は職工や小僧となるよりも多く、家計の助けをな 如く考へて居るが、四五年の後には全く其の收入は職工等に及ばないのみならず、其の多くは放蕩無賴の徒となり幾多の社會問題を憂ふる人士の胸をいためるやうになるのである。かくて小學に於て幾多の金と苦辛を費した教育は全然水泡に歸して仕舞ふのである。然るに獨逸の都市に於ては如何なる街の隅か

らでも斯る無頼の徒は一人だに見え出すことが出来ない。獨逸が此の難問題を解決したのは實に強制的補習教育の賜であると論述して居る。女子補習學校はやはり家事(衛生、食物、育兒、裁縫等)を中心として教育し、その目的は略獨逸のそれと同じであるが、其の教科内容は獨逸の如く組織的でない。

三六

以上叙述したことによつて直ちに次のことが知られる。即ち獨逸の補習學校の目的は最も進み、英國に於ては之より一段下つて居る。此を以てこの爲の努力は漸次高調せられ實現されつゝある現狀であつて、戦後に於ては實に一大飛躍を遂げて居る。然るに我が國の習補學校は、如何と云ふに未だ英國の補習學校の状態にも進んでゐない。獨逸よりも二段位下である。これは後に述ぶる所を見れば一層明白であるが、補習學校の目的のみについてかく云ふ事が出来ると思ふ。

二、教科課程

補習教育上最も困難なのは學科課程の問題である。随つて又その研究上興味の大なるものも此の問題である。而して此の問題に就ても英獨二國で大なる相違があり、之を其の發達階段から云つても上下の區別がある。今これ等につき簡単に叙述して見よう。

獨逸に於ける實業補習學校の學科課程は、之を一言すると一學校主義とも稱してよい。即ちこゝ

に一職業があつて之に従事する徒弟少年が二十人程あれば、即ち一學級一學校を起すのである。之は伯林に於てもミュンヘンに於ても其の他に於ても略同様である。今其の一例を擧ぐれば伯林に於ては建築業は之を六に區別し、第一に石工煉瓦職、大工、葺石工を一つにして十二學級あるが、其の生徒數は二百七十九人で一學級二十一人となり第二の陶器職の如きは二學級二十三人といふ少數である。ミュンヘンに於ても亦煙突掃除二學級三十五人、錠前師八學級二百二十人と云ふやうに、やはり一學級十人以上三十人迄である。如斯であるから伯林の如きは先づ教科を大別して、建築業、金細屬工業、美術及手工、被服業、食品業、理髮業、雜業、下級常働、商業と分ち、更にこの各々に少くとも二三、多いのは七八の純専門的のものに分ち計三十八の職業別にし學級數一千百に上つて居る。ミュンヘンでは更に細く五十三の職業に分ち而して學校は五十四ある(パン業補習學校は二つ設けてある故、職業の數より學校が一つ増加して居る)而して學級數は全體で三百八十六に昇つて居る、其の修業年限は三年若くは四年である。農村に於ける農業補習學校の學科課程は、工業の如くに甚しい分科はなく大體一であつて、ただ其の土地の狀況により或は果樹栽培、或は蜜蜂飼養或は園藝、野菜又は穀物と云ふやうに特に力を用ふる所に相違があるのみであるから、先づ大體に亘つて一つであると見る事が出来る。そして年限は多くは三年である。女子商業補習學校は重に賣子

に對する教育であつて家事と商業とを中心として三年の課程をなし、女子補習學校は家事を中心とし之に公民教育的色彩を與へて矢張り三年若くは四年の課程をなして居る。

右各種の補習學校の教科課程の詳細をこゝに挙げる事は出来ないが、今其の一例として、伯林の大工實業補助學校の夫を舉げて見る事にする。其の他の教科課程は之から類推できる。其の教科は大別して實業及公民科並に實業算術の二つにし、前者を更に實業及公民科、手紙及商業作文、書式の三に分つて居る。

實業及公民科、(一)徒弟の入門。イ、補習學校に就いて、自治體の條例。入學學校規則、學校所在の實業の種類。ロ、實業界について、(a)徒弟書類、(b)工場法、(c)工場。

(二)材料學。イ、木の成長及内部の組織。ロ、木材の質。ハ、最も重要な建築用材。ニ、建築用材の產出。ホ、木の缺點及疾病。ヘ、商品としての木材。ト、煉瓦工の使用する材料。チ、建築用の鐵材。

(三)材料の運搬郵送。汽車汽船、伯林市場の集散。

書式、契約書。警察署への通知。引渡及受取書。貨物書狀及貨物急書狀。郵便爲替。附札及宛名郵便委任狀。

手紙及商業作文。缺席届、就職、貨物賦書附、雇主への手紙家族間の手紙。

實業算術。一、新生活に關して、二、單純なる幾何學的物體(圖畫を伴ふ)、平面地積の計算、

三、材料に關して、四、代數の單純なる公式の理解、(以上一學年)

以上四科目は極めて密接に連絡統一し、其の興味と理解とを起し記憶と應用とを確實ならしめんとして居る。二年以下はあまり長くなるから略す。

然らば斯くの如く職業學校主義として整へられた教科課程は數十年前から獨逸の補習學校にあつたかと云ふにさうではない。即ちこゝが興味の深い點である。獨逸補習學校の第一期は宗教教育の日曜に於ける補習教育が主であつて、第二期に及んで普通教育的となり、第三期に及び實業的(一般實業的)となり、第四期に入つて一職業一學校主義の専門的實業教育にして、且つ公民教育的組織となつたのである。僅かに十數年以前迄は決してかゝる進歩した補習學校の組織ではなかつた。今日我が國に於て一般に行はれて居る所の科目制が多く、又學年制と云つても極めて一般的で僅かに實業的色彩があると云ふ位のものであつた。その例證として『伯林市の補習學校一覽』(一九〇一—二)を見るにハーゲルベルゲル町三十四番補習學校に於ては獨逸語(七學級)算術(八)圖畫(二四)簿記(三)幾何(一)物理(三)化學(一)佛語(二)英語(二)速記(二)代數(一)習字(三)モデルリング(二)が

あつて、生徒總數六百七十七人、(一九〇一、夏學期)一九〇一年冬學期に於ては九百二十人といふ風であつた。多くの補習學校は斯くの如き状態であつて、専門的の學校たる伯林商業會議で設立した商業補習學校に於てすらも之と大差なく、僅に國民經濟論商品學、商業地理といふものが加はり、而も之等の何れかを缺いて居る學校も多い。工業補習學校はと見れば、僅に一般科以外に圖書を重視する位である。例へばニーダーワール街の市立小學校内にある工業補習學校では圖書、簿記、獨逸語、算術の外になく、之をいろいろ組合せて居たに過ぎない。又キツプス街小學校にある馬具製造業組合の補習學校では専門圖書と製造物の理論的教育がいくらか加はり、僅に實習が入つて居るに過ぎない。以上の如く市立並に私立の一般實業補習學校の状態は、今日の實業補習學校より見る時は實に隔世の感がある。尙注意すべき事は、この時分は其の教授は多くは夜七時から十時迄であつて、書教へる時は多くは日曜の午前と云ふのが一般である。一八九五年即ちケルシエンシュタイナーが市學務課長の位置についた時分のミュンヘン補習學校の状態は氏の著「學校組織の根本問題」中に記した所に據れば、修業年限三年の實業補習學校があつて、其の授業時間は一週五時間乃至八時にして、十三才乃至十六才の青少年には義務的であつた。其の授業する日時は日曜五時間で他の三時間は夜であつた。一學校に百八十名を收容し市立の小學校等に設けてあつた。而して實業補習

學校と云ふものゝ實質は無論一般補習學校で、圖書其の他の教授に際しても實業には全く注意しなかつた。この外裁縫業、裝飾業、靴屋、硝子商等の組合の私立學校四校と職工長助手等の學校が幾分あつたに過ぎない。然るに僅か十數年後には前述の如くになつたのである。獨逸は斯様であるが英國は如何と見るに、一八九〇年改正の夜學校即補習學校に於ては、其の學科を七大別し豫備科の外に語學及び商業科、技藝、木金工科、家政科、體操科あり、更に之を細別して居るのである。例へば語學には英佛獨露其の他各國語等の外、地理、歴史を含み、商業の中には商業算術、商業通信、簿記、速記、タイプライタング、商法、銀行業、經濟等分たれて居る。科學には初等實驗科學、建築學、機關學、採鑛冶金學、應用化學、應用電氣學、纖維工業、レザー工業、雜工等九つを含んで居る。倫敦では今尙此の分科制を以て補習夜學校の課程として、生徒の自由選擇によつて其の學習科目を定めるやうに出來て居る。所が右の科目制では充分系統的の教授が出來ないと云ふのでマンチエスター、リール等では之を改正し學年制を採ることとなり、全市の補習學校が一組織の下に統一せられ一學校は全市補習學校系統の一位置を占むることとなつた。即最下級には豫備科があつて、小學校課程を満足に卒へなかつた者が入學し、其の上に位するものは補習夜學校であつて、之には工業補習學校、商業補習學校、家事補習學校の三種あり、多くは一年

若くは二年である。この上にあるのは専門學校で工業、工藝、商業、家事の四科に分たれ而もこのうち更に細かく生徒の要求に応じて分科されて居る。これは大抵二、三年の修業年限である。この上には工業學校、工藝學校、商業學校、家事學校があつて中學程度の學校となるのである。こゝまで連絡があるが之は一般に補習學校と認めない。其の教科目の一斑を示す爲にあけると工業補習夜學校では第一年に實用數學、實用圖畫及作文を各每週二時間づゝを課し、第二學年では實用數學及圖畫三時間、機校工學及動物學二時間、作文一時間を課し、専門的工業補習學校では其の機械工學科に於ては實用數學及圖畫、機械學及圖畫、應用機械學各々二時間づゝを課し、綿糸紡績科にありては實用數學及圖畫、綿糸紡績術、應用機械學各々二時間づゝを課するのである、然し未だ獨逸の如く一職業一學校主義までには至らない。

以上によつて觀るとマンチエスター等學年制を採つて居る補習學校は、餘程進歩した組織となつて居ることが知れるが、倫敦は未だ之に至らないやうである、故に全體から云ふときは未だ之で充分であると稱するは出來な。殊に道德教育、公民教育を全然缺いて居ると見ることが出来る。之に依ると英國の補習學校は未だ全然實利主義のみによつて居る時代であつて道德的公民的教育を認めて居ないと云ふ事が出来る。されども己に此の公民教育の必要は認められて來たことは屢々述べた

通りであつて、物質的利益以上に公民教育即品性教育に努めねばならぬと力説され實業てふ文字を一般に行はるゝ如く、あまり狹義に解してはならぬとさへいふやうになつて來たのである（オグデン氏の言）英國の農業補習學校は、獨逸の農業補習學校の公民教育的意義が深く入り込んで居るのに反し、やはり純實利的なところが多い。

飛つて我が國の補習學校をみるに大體ミュンヘンの一八九五年、伯林の一九〇〇年頃の補習學校の状態であると思ふ。或は科目制であつたり、或は學年制を採るも極めて實業的色彩が乏しかったり、或は其の教師の學力の不充分なる爲に其の教育力が低かつたり、或は公民教育が殆んど入つて居なかつたり、或は教授が殆んど夜間に限られたりすること等によつて如斯判断されるのである。否其の時代より劣れる點も多々あるであらう。將して然りさすれば最も進歩した補習教育の階段に進むには容易なことではない。英國が獨逸の補習教育制度を採用せんとする努力に比すれば、我が國では一層劣つて居る。果して何時になれば右の階段に至るであらうか。

三、教授時間、入學規定、生徒數

教授時間より之を云へば既に述べた如く、獨逸は嘗ては夜間若くは日曜日午前と云ふのであつたが今や夜間教授は全く無くなつた。それは一九〇四年の商工務大臣の訓令によつて教授は晝になす

こと、夜間即八時より十時迄の教授は厳禁されたことに依るのである。ミュンヘンに於ては多くは午前八時より午後七時まで、生徒の最も適宜な時間に出席せしめ、一日若くは二、三日間に約八、九時間の授業を與へ、以て一週間分として居る。伯林も亦午前、午後ともに授業をするが、寧ろ午後の方が多し、之れミュンヘンに於ては補習學校は特別校舍を有する故、午前午後にも可なりであるが、伯林では主として、小學校其の他の學校の校舍を利用する故、自ら午後時間が多くなるのである。英國は如何と云ふに凡て皆夜學であつて、晝間補習學校は殆んどないやうである。最近までは之で満足して居たが、數年以前より晝間でなければならぬと論ずる者が出て來た。ゲルロツク、マゲスタ、オグデン、ハミルトン等は其の主張するものの中に數ふべきである。

入學規定は如何と云ふに獨逸では都市に於ては強制的である。之は國家の法律を以て規定したのと、市條例で規定したのとの二種あるが、その強制的權威のあることは同一である。市條例で規定するのは工場法の規定によるのであるが、その詳細な事は別項を見て頂きたい。獨逸では今や都市だけでなく、農村に於ても二三の少聯邦國やプロイセンの數州は強制的とした。之は農務大臣の訓令やカイゼルの獎勵によつたのである。又伯林、ミュンヘン、デュッセルドルフ市に於ては女子補習學校の入學を強制して居るが、強制だけに入學者が多いのである。英國では倫敦が最近強制入學の

規定を設けたが、未だ充分實現されて居ない。マンチエスターでさへ未だ自由入學である。されども其の入學には非常に骨折つて、小學校卒業者は一人も洩さないやうに努力して居るが、なか／＼少ながらざる少青年が補習學校に入るべくして入らない者がある様である。故に數年前より獨逸の例にならひ強制入學にしようとする論がある。我が國にても補習學校入學強制論がほつほつあらはれて來たが、未だ英國に於ける主張努力程には到底至らないのは遺憾のことである。

上述の教授時間と入學規定とは、現在獨逸の制度が最も進歩してゐるものであつて、英國が之に向つて漸次努力して來て居る。晝間強制補習學校は英國が實施せんと論ずるのみでなく、瑞西は現在この通りであり、米國でもマサチエーセツツ、ザルシー州等では市町村に其の權利を與へた。これ等の點から見ても我が國は英國よりも更に下級にあつて、獨逸の現制度まで發達するには前途極めて遠いことだろう。乍然それだけまた吾人の奮闘する餘地の大なるを見て大に勇躍する處がなければならぬ。

其の生徒數は如何と見るに、伯林市立實業補習學校生徒數だけでも三萬五千六百十二人に昇り、ミュンヘン市に於ては九千二百八十四人である(共に一九二二年度)その外一般補習學校、女子補習學校が都市にある。その全國の數を見るに一九二一年の調査に依れば、工業補習學校三千三百、生

徒數五十五萬人、商業補習學校七百、生徒數十萬三千人、農業補習學校五千二百生徒數八萬四千人、一般補習學校一萬六千生徒數男三十五萬人、女子二十五萬人、計學校數二萬五千二百、生徒數百三十三萬七千人に昇るのである。英國に於ては八十四萬三千七百三十八人(一九二二年度)と云ふことがわかつて居るが詳細は知ることが出来ない。

第二十二章 獨逸の補習教育

附法規の一般

一 一般的原則

新憲法の制定と帝國實業命令

一九一八年八月制定の獨逸國新憲法第二編第四章第四百四十五條には左の一文がある。

就學は之を一般の義務とす。就學義は八學年以上の小學校及び之を卒りたる後滿十八歳迄通學するを原則とす。小學校及補業學校の教育費及學用品は無償とす。

新憲法制定以前に於ては斯る原則の規定が無かつたけれども、獨逸各聯邦を通じて小學校卒業後補習學校若くは之と同一の目的を有する實業學校に就學することを國民の義務として居た。新憲法

補習教育に關する原則の規定は從來各聯邦個々に規定して居た補習教育制度に對し、綜合的一般的原則を確立したものと觀ることが出来る。舊獨逸帝國憲法に依れば、聯邦は學校制度に關して各種權利を留保し、一般獨逸補習學校制度は帝國の監督法律の干渉は受けなかつたけれども、帝國の統一的法律は補習學校の發達に著大の貢獻をしたのである。一般的に帝國實業命令 Die Reichsgewerbeordnung の施行によつて市町村自治團體に對し、滿十八歳を終らざる組合員、助手、徒弟に補習學校入學義務を課する權利を與へ、補習學校制度の法律的規定のない聯邦に於ても、就學義務年齢の青年に對して補習學校出席義務を課して居た。時代の變遷に従ひ補習學校制度に關する帝國實業命令は令漸次増加したが、就中重要なものは左記のものである。

◎帝國實業命令 Die Reichsgewerbeordnung

第二百一十一條第一項 工場主は市町村役場、又は國家の認定したる補習學校に出席する十八歳未満の勞働者に對し、必要に應じて、該役所の規定したる時間と與ふるの義務あり。

日曜日には授業時間が、拜禮に參調し、又生徒の爲めに特別に行ふ宗教儀式に出席するを妨げざるときは教會の認可を得て授業を行ふことを得

第二項 女子に對して手工及家事を授くる學校は補習學校と見做すことを得

第三項 市町村及自治團體の條例 Statutarische Bestimmung により、十八歳歳以下の労働者及女子の助手及徒弟は補習學校に出席する義務あり。

第四項 特に條供により、學校出席を確實ならしむる爲め、就學義務を有する者、父母、後見人、雇主に對し、義務を負はしめ、又補習學校内に於て規律を守り、生徒の操行を公正ならしむる爲め規則を設くるを得。

就學義務を有する者にして組合立又は他の補習學校に入學し、又は官廳が一般補習教育補充に充分なりと認めたる學校の課程を卒りたる者に對しては補習學校入學の義務を免除す。

第二百二十七條 教師は生徒の補習學校又は技術學校 Die Hochschule への出席を獎勵監視する義務あり。

第三百三十九條、第一項、商法第四節第七十六條により規定したる雇主の義務は國家又は市町村認めたる技術學校の存在する地方に於て通學に關し之を適用す。

雇主は十八歳未満の助手及徒弟を補習學校又は技術學校へ出席せしめ、之を監督する義務あり。

第二百五十條 第二百十條第一項及第三百三十九條第一項に違反したる場合は、二十マルク以下の罰金

に處す。支拂不能の時は三日以内の拘留に處す。

獨逸聯邦補習學校制度に關する法律及命令

一、プロイセン

甲、教育義務規則

プロイセンに於ては次の規によりて帝國實業命令の規則を補充す。

(一) 一八九二年六月制定の一般鑛山規則

第八十七條 鑛山主は十八歳未満の労働者を市町村役場又は國家の認定したる補習學校に出席せしむる場合には官廳所定の時間を守るを要す。十八歳未満の男子は市町村反自治團體の條例により鑛山監督官の認可を経て補習學校に出席する義務あり。學校に出席する爲に就學者、父母、後見人、雇主は義務を負ひ、又生徒の操行善良ならしむる爲め特に此の命令を發布す。

他の補習學校技術學校(鑛夫學校、鑛山學校豫科、鑛山學校)にして鑛山監督官が補習學校の代用として充分なりと認めたる場合には、之等學校の出席に對し補習學校出席義務を免除す。

以上の規則の違反者には二十マルク以下の罰金を課し支拂不能の時は三日以内の拘留に處す。

(二)ウエストプロイセン及ポーゼン兩州に於ける補習學校の設置及維持に關する法律

第一條 ウエストプロイセン及ポーゼン兩州に於ける補習學校設置及維持の爲め、商工大臣は市町村に對し國庫より經費の補助をなし、又適宜國家の經費によりて設置及維持をなすことを得

第二條 市町村又は公共團體條例により、補習出席義務を規科せざる地方、又は就學義務を要求せざる地方に於ては商工大臣の命により、十八歳未満の勞働者に就學義務を課すべし。

第三條 罰則は前掲一般鑛山規則の場合と同一なり。

(三)ヘッセン・ナッサウ州農業補習學校出席義務に關する法律(一九〇四年八月)

市町村條例に依り十八歳未満の就學義務なき青年に對し、繼續して三冬半學年間農業補習學校に出席する義務を課することを得。

就學義務、生徒の出席及品行等に關する規定は帝國實業命令百二十條に同じ。

條例により年志願兵の資根を有する者、官廳が補習學校の代用として充分なりと認めたる組合立學校、技術學校又は他の學校に出席したる者に對しては、補習學校に出席する義務を免除す。

例外は法律によりて許可するものとす。

日曜日には授業を行はず。

罰則は前掲一般鑛山規則の場合と同一なり。

一九〇四年五月一日帝國實業命令により規定したる補習學校の施行命令に就き、プロセン商工大臣の發したる模範條例は左の如し。

工業(或は商業)補習學校に關する地方條例

第一條 一地方に定住して業務に従事する工業勞働者(組合員、助手、徒弟及場勞働者)は地方公立補習學校に市長及區長の規定したる期間出席し、授業を受くる義務あり。

就學義務は滿十七歳の學年末迄とす。學年に先ちて生徒の年齢が十八歳を越ゆるときは就學義務は半學年の終迄とす。

第二條 次の工業勞働者に對しては、就學義務を免除す。補習教育を受けたると同等にして補習學校の目的と同一なる知識及技能を有する勞働者。監督官廳が公立補習學校の代用として充分なりと認めたる組合立學校其他補習學校又は技術學校に出席したる者。

第三條 前條により通學義務なき工業勞働者に對しては希望により授業するを得。此の場合には半學年前に相當の授業料を納付するを要す。此許可は學務委員會 Der Schulvorstand oder dasku-

rato:innu に於て決定す。

第四條 市町村区域内に居住し又は工場を所有する工場主は、其の地方の學校の維持費の年額の半分或は四分の一の割前を地方金庫に豫め支拂ふ義務あり。

負擔の割前及授業料は學務委員會の證明ある要求により全部又は一部を免除す。

第五條 補習學校出席を確實ならしめ、學校の規則を遵守せしめ、品行を方正ならしむる爲め次の規則を制定す。

第一項 補習學校出席義務ある工場労働者(助手、徒弟)は規定の授業時間に正確に出席すべし。學務委員會の許可あるにあらざれば缺席することを不得す。

第二項 生徒は學校の規則を遵守すべし。

第三項 生徒は必要な學用品を教害に持參すべし。

第四項 生徒は手を洗淨し、衣服を清潔にして登校すべし。

第五項 生徒は粗暴なる行爲によりて授業を妨げ、又は學校の器具、教授材料を破損すべからず。

第六項 生徒は學校往復の途上に於て、不規律喧噪の行爲あるべからず。

以上の規則に違反したる場合は二十マルク以下の罰金に處し、支拂不能の場合は三日以内の拘留に處す。違反の行爲の輕微なる場合には學校教育罰則によりて處罰す。即、教員、指導者、教員會又は學務委員會の證明により、兩親、教師又は教育者に書面或は口頭を以て通知し、授業時間以外に於て六時間以内學校監獄に監禁す。

第六條 兩親及後見人は補習學校出席義務ある子又は被後見人の通學を妨ぐべからず。出席に必要な時間を與ふべし。

第七條 工場主は始めて補習學校就學主務年齢者を工業労働の爲め雇傭する時は三日以内に學務委員會に申告し、補習學校に入學せしむべし。解雇したる時には再び申告すべし。

雇主は生徒の學校に出席する時間を正確ならしむる爲め、時間來らば仕事を中止せしめ、身體を洗淨し、衣服々着用して出立せしむべし。

第八條 工場主は、雇傭する工業労働者(助手或は徒弟)が疾病の爲め學校を缺席したる時は其次に出席する時に缺席届を持參せしむべし。

工場労働者にして已むを得ざる場合に數時間乃至一定の時期の間に學校を缺席するときは、雇主は學校長に直ちに其の旨を届出で學務委員會の許可を受くべし。

第九條 此條例中第六條に違反したる両親及後見人、又は第七條規定の通知を怠り、或は時間を違へ、或は徒弟、組合員、助手、工場労働者をして理由なく授業の全部若くは一部を怠り、或は疾病の爲め缺席したる際に、病氣届を持参せざる場合には帝國實業命令第五百十第四項により二十マルク以内の罰金を課し、支拂ひ不能の際は三日以内の拘留に處す。

X X X X X

工業及商業補習學校の授業時間

第一條 一九〇四年八月商工大臣の命令により授業は出來得る日中に行ひ、止むを得ざる場合と雖も、午後九時以後に亘るべからず。

第二條 工業補習學校に於ては、毎週授業時數四時間の學級にありては二時間は獨逸語及計數に充て、五時間の學級にありては二時間は圖畫、三時間は獨逸語及計數に充て、六時間の學級にありては各二時間宛を畫圖獨逸語計算に充て、六時間以上の學級にありては圖畫を増加するか、或は法制簿記幾何等の特別の時間を授け、或は物理化学等の新しき學科を授くべし。地方廳の行政命令によりて、各學級に於て六時間制の補習學校の時間割合は普通に獨逸語(商業通信文を含む)計算、簿記、經濟、地理(之は六時間より少き場合には授けず)速記術は多くの學校に於て選擇科

目として課すべし外。國語は一九〇六年十二月商業大臣の命により之を必修時間の中に含ましめざるものとす。

乙 學校維持費の徴收

市町村公共團體の設置したる補習學校の維持費は市町村公共團體之を負擔す。但し、ボーゼン及ウエスブコイセン兩州に於ては國立補習學校の維持費は國家之を負擔す。公共團體の補習學校の維持費の徴收につき國家は市町村の能力の程度に應じて補助金を交付す。但し、補助金を受くるときは市町村は燃料及燈火を包容する必要なる校舍を無償にて國家に提供する義務あり。

帝國實業命令に基きたる地方條例によりて設立したる補習學校維持の爲め、補習學校生徒の雇主は市町村の決議により經費負擔の責任あり。

市町村及公共團體は帝國實業命令第二百二十條によりて設置したる工業及商業補習學校維持の爲め補習學校生徒の雇主より負擔額を徴收する權能を有す負擔額は條例によりて確定され、生徒が出席する間は工業補習學校に於ては一ケ年十マルク以上、商業補習學校に於ては三十マルク以上の授業料を徴收すべからず。

丙 補習學校の行政及管理

補習學校の地方行政は國家の監督の下に學校管理者之を行ふ。市町村にして學校管理者たるときは、其の校務は學校長又は學務委員會が處理するを以て原則とす。

學務委員會の組織は地方條例 *Ordnung* によりて規定し、大規模なる工業及商業補習學校の學務委員會に於ては原則上商工大臣は其の代表者を定む。就學義務ある補習學校の管理が市町村にあらずして協會 *Ein Verein* 若くは組合 *Eine Korporation* なるときは學務委員すは必要なる學校經費の支出者の支配下にあり、例之、地方行政区オベルンに於ては學校の管理者は三人の委員を任命し、市町村役所は一人の代表者を選定し、行政官廳は二人の委員を任命し、(此の二人の中一人は商人ならざるべからず) 第七人の委員は學校の技師を任命す。

一九〇五年三月廿日の勅令により工業教育行政及工業事務に於て大臣を輔佐し、工業教育制度の顧問として、工業獎勵のために工業監督官及常設委員會設置されたり。工業監督官は直接に大臣に屬する官吏にして各員は王國工業評議員の名稱を有す。

プロイセン國工業監督官 *Das Landesgewerbeamt* は商工大臣により規定されたる權限内に於て左の事項を行ふ。

一、工業教育制度の監督及工業の獎勵に關する事務に參與すること。

二、工業教育制度の發達及工業獎勵に關し官報に報告すること。

三、内國及外國に現はれたる工業教育制度及工業獎勵に關する報告を集め、組織的に編輯すること。

四、工業教育制度及工業獎勵に關する事項に就いて大臣の諮問に應ずること。

工業監督官は工業及商業補習學校に於て左の條項を行ふ義務あり。

一、大臣の規定し又許可したる規則教授方法其他の普通及特別法規の實行を監督すること。

二、如何の程度迄現在の制度が目的を達し、如何なる理由により如何の方面へ、教育の各方面及設備が變化し又補缺を要求するかを研究し規定する事。

三、校長及教師の能力と行爲に關する檢定及監督を行ふ事。

官報の編纂は主に工業監督官の權限内に於ける設備の發達及狀態に就いて充分なる報告をなし、廣く一般社會に工業教育の興味を喚起し、獎勵せむ爲めなり。官報は二ケ年毎に發行し、第一號は一九〇六年、次は一九〇七年、第三は一九一〇年柏林市より發行したり。

工業教育制度及工業獎勵の爲めに設置したる常設委員會は大臣に専門技術に關して參與する方面の觀察及努力を報告し、工業教育の組織及工業獎勵に就いて根本的的一般的問題の解決に任ず。常設

委員會員は左記の者より大臣之を任命す。

補習學校長、技術學校長、政府委員、工業學校、學務委員、市町村商業會議所員、手工業委員及類似せる諸團體の代減者國會議員、工業教育に關係ある事務に従事する者の代表者、及學校に關係あるプロイセン及帝國中央官廳の代表者。

地方廳は大臣に屬し、勅令により地方廳學務委員又は工業學校學務委員の稱號を有する工業委員より成り、補習學校に就いて専門的監督を行ふ。ウエストファーレン、ハンノーフェル、及シュレースウ井ッヒ、ホルゼタインに於ては更に狭少なる區域に於て前記の學務委員の夜に圖畫の監督者ありて、此者は又多くの場合に獨逸語及數學の教授を監督す。ウ井ースバーゲン行政區の商業補習學校はフランリフルト、アム、マインの學校を除きてナッサウ商業協會補習學校監督委員によりて監督さる。

多くの商業會議は商業補習學校に特別の委員を任命す。又新に商業大臣によりて兼官として補習教育監督官の制度設定されたり。

農業補習學校は農務大臣の監督下にありて郡及地方學校監督官に委任す。此の監督官は試験に合格したる地方の地主及農業協會代表者より任命す。

プロイセン經濟委員會の決議に曰く、地方行政區に於て農業補習學校を管理せん爲め、専門の學

務委員 *Der Schulmann* を任命す。此委員は正規の視察をなし又他の委員をして視察せしむ。又更に文部大臣及農務大臣の命令あり。曰く教育制度は學務委員會と農業銘會代表者との合同より成立する委員會により督さる。補習學校の制度を監督し、學校の設立物器具を取調べ地方の狀況に應じて知識を與へ、教案の配列、教科書の選擇により各市町村に對し學校の設備について希望を滿たすべし。

一九〇八年プロイセン財政委員會は決議して、補習學校の發達の爲めに監督官の任命を必要とせり。之は有給官吏にして、國立補習學校監督官は郡學校監督の上位にありて農務大臣の委任による。

農業補習學校は特に市町村條例によりて就學義務を強制したる州に於て大に發達せり。

二、バイエルン

甲、就學義務に關する勅令(一九〇三年六月)

第一條 就學義務は兒童滿六歳に達したる日より始まり、十ヶ年繼續す。此中七ヶ年は平日學校就學義務 *Werktagsschulpflicht* あり、後三ヶ年は日曜學校就學義務 *Sonntagsschulpflicht* あり。

第八條 平日學校卒業生は、命令により規定されたる場合を除き、日曜學校出席の義務あり。日曜

學校出席の義務を有する者は公立若くは特に設立せられたる宗教々育に出席する義務あり。

日曜學校の授業は休日及學校の休息日を除きて凡ての日曜日及祭日に行ふ。

第九條 日曜學校の教育は地方學務官 *Ortschulbehörde* の同意を得て、郡役所の命により一般に或は生徒の一部に或は一定の期間、平日に置き換ふることを得。

第十三條 日曜學校に出席する代りに郡役所 *Kreisregierung* が日曜學校の代用として認可したる補習學校に出席することを得。補習學校に入學する第十四條によりて自由なり。退校は規則上夏半學年又は冬半學年 *Das Sommeroder Winterhalbjahr* の終りに於て許可す。

第十四條 日曜學校の代用として一定の學校に出席するは凡ての日曜學校就學義務の生徒及女生徒に對して市町村行政の決議により義務とす。

乙、工業學校に關する勅令(一八七〇年十月)

工業補習學校に就いて

第二十九條 工業補習學校の目的は工業學校に出席し得ざる徒弟及組合員を教育し、且つ、工業學校生徒が學校卒業後に工業上の練習を行ひ、技能を進歩せしむるにあり。

工業補習學校は工業學校の附屬の設立物なるか或は小學校の延長したる獨立の設立物とす。

第三十條 各工業補習學校は初等部 *Die Elementarabteilung* と多數の技術部 *Mehrere Fachabteilungen* とより成る。

初等部は小學校に於て修得したる教育を更に確實ならしめ進歩せしむるを目的とし、同時に圖畫の練習をなさしむ。技術部に於ては選擇したる工業及工場技術の各部を授く。

技術部の設備は學校所在の各區に於て特に必要に應じて之をなすものとす。

第三十一條 授業は日曜日、祭日及平日の二回之を行ふ。

初等部に出席する生徒は凡ての學課に出席するの義務あり。技術部に於ては學課の選擇は出席者の自由とす。

第三十二條 初等部に於ける學課は左の如し。

1、宗教。2、獨逸語、書取、通信文。3、數學。4、圖畫。

技術部に於ては

1、異なる各部の圖畫。2、彫刻及模型製作。3、工業に應用されたる數學。4、幾何。5、自然化學。6、化學。7、工業材料學。8、工業簿記。8、各工業上の實習。

第三十三條 初等部技術部の授業は、生徒將來の生活を顧慮して行ふものとす。

各部の教育を有効ならしむ爲め、教師(特に技術部の教師)は工業と密接なる連絡を保ち又同一の目的を有する工場、製造所を視察するを要す。

X X X X X

工業補習學校は過去の手工業者祭日學校 Handwerker Feiertagschulen より起り、實科學校の附屬にして其校長は工業補習學校を管理す。此學校は獨立に設置せらるゝ場合は學校規則所定の特別なる機關によりて管理せらる。學校規則の許可は郡役所の行ふところにして、地方及區の監督を受けず。若干の獨立の工業學習學校に於ては初等科及技術科の外に平日補習學校あり。此學校は毎週三十時間以上の授業を行ふ。

丙 農業補習學校規則

農業補習學校は一八六七年大臣の訓令によりて其基礎定まれり。一八六八年五月命令により、農業補習學校は、日曜及祭日に於ける公教育に代用する學校の範圍に屬し、私立學校の設立には行政上の許可を必要とせり。行政官吏は監督の權能を地行學習命令によりて行使し、少くも一年一度其區の補習學校を視察せざるべからず。市町村は私立學校の直接指導のため區官吏の許可を得て特別なる指導若を任命す。但、多くの場合、地方監督之を行ふ。

日曜學校出席の命令は補習學校出席義務期間中有効なり。若し補習學校が冬半年に休業したる時は日曜學校生徒は夏季に於て再度日曜學校に出席せざるべからず。技術學校として組織したる農業冬季學校に少くとも四ヶ月半の間正規の生徒として繼續出席したる者は次の夏季半學年間日曜學校又は相當の學校に出席する義務を免除す。

三、ザクセン

甲 小學校に關する法律(一八七三年四月)

第四條 小學校を卒業したる少年は、他の方法にて教育を受けざる場合には三ヶ年間補習學校に出席する義務あり。滿十五歳迄中等は高等の小學校 Die Mittelere od höhere Volksschule に出席したる者にして其の年齢に相當する學級に達したる場合には補習學校に出席する義務を免除す。

第五條 官徳は學校管理者の通告により、両親又は生徒の教育者(教師、親方又は雇主)の不法なる怠慢に對し、三十マルク以下の罰及を課し支拂ひ不能の場合には帝國刑法第二十八條金第二十九條により拘留に處す。法律は反して補習學校、日曜學校夜間學校に入學することを抗み、又意故に出席を怠りたる者に對し亦同じ。

第七條 學校區の市町村 Die Schulgemeinde は組合員に需用應じ小學校及補習學校を設置し維持

する財源なきときは財物を提供する義務あり。授業料は補習學校に於ては免除すること得。

第八條 小學校の教室及教材は同時に補習教育に使用することを得。

第十四條 補習學校は生徒の一般的教育殊に國民生活に必要な知識及技能を確實ならしむるを以て目的とす。補習學校に於ける授業は毎週日曜日又は平日の夜間に於て二時間以上行ふべし。若し學校管理者にして補習學校の授業時数を冬期若くは一年間を通じて毎週六時間としたるときは男生徒の通學義務は之に従ひて増加す。此種補習學校に於ては學科の程度を高くし、特に獨逸語、數學、文典、自然科學、圖畫及小學校に於て授けざる學科目又は重せられざる學科目を授くべし。

學校管理者は小學校を卒業したる女子の爲、補習學校を設置し、二ヶ年間の就學義務を課すべし。

補習學校就學義務に關し、學校管理は特別の場合に例外を許可することを得。

乙 補習教育の發達に關する命令(一九〇七年十一月)

第一條 公の利益の爲、青年男子は三ヶ年間、法律に規定したる補習學校に出席すを要す。

第二條 夜間、若くは日曜日に行ふ補習學校の授業はなるべく之を日曜以外の晝間に變更すべし。

第三條 教育の關係上一學級の生徒数は普通の小學校に於けるよりも少く、一般に三十人以下とす。

す。

第四條 補習學校の學級の編制は年齢によらずして生徒の職業の種類によるべし。職業別によりて學級編制を爲す場合、生徒多數にして一學級に收容し難きときは年齢制によりて別の學級を編制す。大規模の學校に於ては能力劣弱なる生徒の爲に一學級を編制すべし。

第五條 職業別による學級の編制に就いて次の事項を考慮すべし。即工業の學級にては圖畫を、商業、手工業及地主の徒弟に對しては簿記を課し、成るべし一般に職業科 *Berufskunde* 及郷土科 *Heimatkunde* 及公民科 *Staatsbürgerkunde* を課すべし。

第六條 授業は毎週三時間以上之を行ふべし。四時間乃至六時間とするを得。

第七條 補習學校の指導者又は教員は關係ある職業の代表者と教案の作製について協議し、試験の際特に右代表者を招致するを希望す。

第八條 女子補習學校に就いては小學校法第十四條を適用す。普通小學校 *Die Einfache Volksschule* 若くは之と法律上同等の中等小學校 *Die Mittlere Volksschule* を卒業したる女子は強制的補習學校に出席すべし。

四、ウユルデンベルク

甲 小學校に關する法律

第三條 一般の補習學校及日曜學校は小學校は小學校の繼續にして市民生活に特に必要なる學科目を授くるものとす。

第二十八條第一項 一般補習學校は小學校卒業の男子青年教育の爲總ての學校區に於て設立すべし。

第二項 小學校卒業者は更に高等程度の學校又は實業補習又は地方委員により充分の資料ありと認められたる學校に出席せざる限り補習學校に出席する義務あり。

第三項 市町村に於て一般補習學校を設置し難き場合には地方學務委員及人民委員會申立により高等學校委員は其の設置を免除するを得。

第二十九條 青年么子を入學せしむる一般補習學校を設置すべし。小學校卒業生に對して第二十八條第二項を適用す。

第三十條 一般補習學校の授業は一年間四十回一週二時間宛男女青年を分離して行ふ。

第三十一條 一般補習學校の授業は平日之を行ふべし。但、特別の事情ある場合には日曜日に行ふことを得。此の場合には地方學務委員と人民委員會との間に意見の一致あるを要す。

第三十二條 地方委員會は補習教育を冬期每週四時間、合計八十時間行ふときは夏季中全く中止することを得。

第三十三條第一項 第二十八條第三項によりて各市町村にして青年男子の一般補習學校設立を免除され、又青年女子補習學校を設立し得ざる場合には男子及女子は各三ヶ年日曜學校に出席する義務あり。

第二項 一般補習學校の授業は多數學級の學校を有する市町村に於ては男女に對し少くも一年四十分時間、一學級を有する學校に於ては一年少くも二十時間之を行ふ。

第三項 各市町村の特殊の理由により前項により難きことを地方學務委員が申告したるときは、高等學務委員之を許可す。

第三十四條 一般補習學校及日曜學校の出席は各種の職業に従事する生徒に於て特殊の理由あるときは地方學務委員の申告により高等學務委員之を免除し、一般生徒に對しては地方學務委員之を免除す。

第三十五條 一般補習學校及日曜學校の教案は命令として之を行ふ。

第三十八條 一般補習學校及日曜學校生徒は酒店に入るべからず。

乙 工業及商業學校教案

第一條第一項 工業及商業學校は、生徒が、一般的或は地方的事情により、適當なる實際的校育及實習を受け得ざる場合に職業に必要な知識及技能を授くるを以て目的とす。

第二項 補習學校に於ては常に工業及商業青年の道德教育を重んじ品性の向上發達を計るべし。

第二條第一項 工業學校に於ける義務教育二種あり。一は職業的工業的にして、一は實務的經濟的なり。

第二項 職業的工業的教育即職業學 *Berufskunde* は職業能力の發達に必要な理論的實際的の専門知識及技能を授くるものとす。

第三項 實務的經濟的即實務學 *Geschäftskunde* は經濟的意味に於て職業的能力を充實發達せしめ兼ねて國民の義務を理解せしむるものとす。

第三條 工業學校の義務教育には次の學課を説く。

第一項 職業學、(一)工業數學、(二)應用化學、(三)材料學及び之と關聯して器具、機械及自然物科(物理、化學)の必要な知識を含有する仕重の處置、(四)設計學、(五)自在畫、(六)工業專問學、イ、専門的製圖、ロ、模型製作。

第二項 實務學 (一)事務數學及價格計算、(二)事務作文、簿記及計算、(三)經濟學、法制、公民學。

第四條 前條の學課目の外に必見に際して工場教育 *Werkstattnunterricht* を授く。工場教育は例外的に又一定の職業に従事する者に對し其の全部又は一部を授く。

第六條 若し工業學校に於て商業科の生徒の爲め別科を設くるときは之に對して商業學校の教案を適用す。

第七條 商業學校の義務教育は生徒が學校卒業後商業に従事し又國民の義務を能く理解せしむるを以て目的とす。

第八條 商業學校の義務學課は、

(一)獨逸語及獨逸通信文、(二)商業計算、(三)簿記及計算、(四)經濟學、營業學、商業數學、公民學。

第九條 前條の外殊に外國語商品學を含む經濟地理、商業史、書取、速記術、タイプライターを授くることを得。

第十條 工業及商業に従事する青年女子の爲めに特定の工業及商業學校を設立し又は男子の工業商

學校中に女子の特別の學級を設くる場合には、學科の中に家政科を設け必要に際しては他の義務學科を減少することを得。

五、バーデン

補習教育に關する法律（一八七四年二月十八日）

第一條 少年初等教育は少年が小學校の終了後尙二ケ年間、少女は一ケ年間、小學校にて修得したる知識を増進せしめん爲めに一週間數時間市町村立補習學校に出席する義務あり。

實業學校に出席したる者、公立高等學校、又は他の法律上の規定に相應する學校又は小學校の補習科に出席したる者に對しては補習學校出席義務を免除す。

第三條 各市町村は補習學校を設置する義務あり。

第四條 市町村は習習學校に必要な教育を設備し學校必要品を提供する義務あり。

第五條 補習學校は原則として小學校に屬す。

第六條 補習學校の地方監督は其附屬する小學校の地方學務委員會にて行ふ。

第八條 教育は少くも一週二時間にして原則上一年間繼續す。但特別の理に依り、高等學務委員會は國家の行政官廳の承認により市町村の申出により教授を各半年に限ることを得。此場合に一週

三時間以上とす。

六、ヘッセン

小學校に關する法律

第十六條 各市町村は補習學校を設置する義務あり。補習學校は生徒の一般的教育を進め、特に國民生活に必要な智識及技能を更に確實にし、發達せしむるを以て目的とす。

補習學校は特に小學校卒業の青年男女を入學せしむる爲めに設置すべし。但、關係ある市町村會議員又は學校管理者の要求により女子を入學せしむる補習學校を設置することを得。

第十七條 補習學校の授業は原則上毎週夜間四時間以上各半年間四ヶ月乃至五ヶ月に亘つて行ふべし。

第二十三條 一市町村に於て補習學校の存在する時は小學校卒業の少年は三ケ年間補習學校に出席する義務あり。

七、メクレンブルク・シュウエーリン

甲 大公の命令（一八三六年四月）

第一條 我等の凡ての市、海上陸上及公共團體の市 *Biflungstadt* は手工業の徒弟及組合員に必

要なる智識を教授せん爲めに工業學校を設置すべし。

乙 大公の命令(一九〇五年四月)

第一條 一八三六年四月の大公の命令により工業學校所在地方に住する凡ての男子手工業徒弟は教育年限の終了迄學校に出席する義務あり。其他の男子工業徒弟に對しても十八歳の終了する半學年の終り迄學校に出席する義務あり。

八、メクレンブルク・ストレルリッツ

補習學校に關する法律の規定は此國になし。一八九三年に於ける大臣の訓令により大公國內市及村工業補習學校の維持に關する國庫補助支出の規定を發布せり。

其の後國會は次の命令を決議せり、曰く、「商業の徒弟、助手及商業の見習に従事する男子青年は十九歳の終り迄に半學年間其土地に於ける商業學校に出席する義務あり。」

九、ザクセン・ワイマール

小學校に關する法律(一八七四年六月)

第六十八條 習補學校は普通の小學校を卒業したる少年の智識を確實ならしめ兼ねて國民生活に必要な智識技能を發達せしむるを以て目的とす。

第六十九條 學校區に於ては小學校を卒業したる少年に對し更に二ケ年間出席する義務を課する爲めに補習學校を設置するを要す。

第七十條 授業は冬期にありては毎週二度以上行ふべし。學校管理者は一年若くは數ヶ月間授業時數を増加するを得れども毎週六時間以上に亘るべからず。

第二十三章 英國の補習教育

附法規の一般

一九一八年教育條例 (ジョージ五世第八條第九議會法律第三十九號)

イングランド及びウェールズに於ける教育及び之と關聯する諸目的に關し規定を増補する條例

(一九一八年八月)

本議會に參集せる上下兩院議員諸卿の意見を徴し其協賛を得て國王陛下及び政府の施行する條例左の如し。

第一條 公教育の恩恵に浴し得べき者に對し、公教育の國家制度を確立せんが爲縣會及特別市會

全國公教育制度

(Council of every County and county borough) は總て、其權限の及ぶ限り各其管内の教育の進歩發達を圖り、包括的なる教育制度を設くる義務あり。此の目的により縣會及特別市會は、各獨立若くは他の當局と協同して諸教育條例による各自の義務の履行及び權限行使の體様を示したる諸計劃を時々文部省に提出するを得。文部省の要求ある時は之を提出するの義務あり。

第二條

一。地方教育當局は一九〇二年の教育條例第三章により左の諸項に就き其の權限を行使するの義務あり。

甲。集中學校(Central School)集中學級又は特別學級或は其他のものに依り左の事項に對し充分にして適當なる設備をなし若くは其他の方法によりて之に代ふること。

イ。各學年に應じ兒童の年齢、能力及要求に適應する實科教授を公立小學校の課程中に加ふるること。

ロ。公立小學校に通學する年長兒童又は秀才兒童(十四歳以後も其學校に留る生徒を含む)の爲に公立小學校に高等科を設くること。

乙。一九〇七年の教育條例(管理規定)第十三條第一項乙の規定に依り公立小學校に於て教育を受くる兒童の健康及び生理狀態に注意する爲充分にして適當なる設備をなし又は他の方法により之に代ふること。

丙。共通の利益ある事項特に左の事項に關し、一九〇二年の教育條例第二章に依り權限を行使する地方教育當局と協同する爲、充分にして適當なる設備をなし、又は他の方法を以て之に代ふること。

イ。兒童が進んで小學校以外の學校に於て教育を受くる設備及び適當なる年齢に於てかゝる學校への轉學。

ロ。教員の供給及び訓練。

尙該當局は一九〇二年教育條例第三章の目的に對して其權限を行使するに當つて隨時其計畫を文部省に提出することを得。

文部省の要求ある時は之を提出すべし。

二。一八七〇年初等教級條例第三條に於ける「小學校」の定義中、小學校に於て授くる教育は初等教育なるを要すといふ定義は、高等科には之を適用せず。

第三條

- 一、地方教育當局は一九〇七年教育條例第二章の趣旨に基づき各單獨に、或は他の地方教育當局と協同して、各自の管理指導の下に充分なる補習學校を設置し且つ維持するの義務あり。それらの補習學校に於ては、本法に依り補習學校通學の義務を課せられたる青年の爲に適當なる學習、教授及體育の設備をなし、總て月謝を徴收すべからず。
- 二、上記の諸目的を達する爲、地方教育當局は補習學校の組織改善に關する計畫、及び補習學校出席を一般的規則的ならしむる爲の計畫を隨時文部省に提出することを得。文部省の要求ある時は之を提出すべし。本條例に依り計畫をたつるに當りては地方教育當局は、大學の授業を受くる學力ある生徒に對し、講義及び學級の編制に就て大學と協同する方法を講ずる様留意すべし。
- 三、縣會は一九〇二年の教育條例第三章の目的に従ひ其管内の補習學校管理團體中に成るべく教育當局の代表者を含ましむる事を規定すべし。

第四條

- 一、縣會は本法に依る計畫を提出するに當り、一九〇二年の教育條例第三章の目的遂行の任にある他の當局が縣内に在る場合には、豫め之を協議してその計畫遂行に關する共同の方法及び範圍を定め、その計畫提出の際には該當局が將來協力すべきことを文部省に報告すべし。該當局は文部省並に縣會に對し、その計畫實施区域内に於ける教育上の規定又は組織に關する提案又は建議をなすことを得。
- 二、地方教育當局は本法に依る計畫を上申するに先ち、之に關係ある者の兩親其他の者又は團體よりの提議を審議し、彼等の提議に對し公文を以て回答すべし。文部省の要求するを得る提議に對しても亦同じ。
- 三、地方教育當局は本法に依りて計畫を立つる場合は、該當局以外の設置したる在來の學校又は專門學校にして適當なる設備あるものにつき留意するを要す。此種學校設置の提議に對しても亦同じ。
- 四、本法に基づく計畫中、授業料納付不能の兒童及び青年に對しても教育的恩恵に均霑せしむる様充分なる準備をなすべし。

第五條

- 一、文部省は地方教諭當局が本法に基づき提出したる計畫（假計畫及修正計畫をら含む）は凡て之を認可することを得。認可を得たる計畫は地方教育當局之を實行するの義務あり。

二、右計畫の目的の全部又は一部につき適當なる規定を缺くとき、又はその修正に關し該當局と意見を異にするときは、文部省は該當局と協議會を開くことを提議するを要す。該當局の要求ある場合には此件に就きて公開の審査會を開くべし。

三、文部省は前項の審査會の後尙その計畫を認可せざるときは、該當局に對して注意を與へ其後一ヶ月以内に意見の合致を見ざるときは、公開審査會の報告（若しあれば）及不認可の理由若くは補助金を停止し又は削除して之に代る處置を採る理由を説明せる報告書を議會に提出すべし。

第六條

一、諸教育條例の規定に依り一定の義務若くは権限を賦與せられたる參事會 (Council) は該法に依りて権限を附與せられたる他の參事會と協同又は聯合をなす爲適當と認むる協定をなすことを得。其の協定に依り、合同委員會 (Joint Committee) 又は合同理事團體 (Joint Body of Managers) 任命に關する規定及該委員會、若くは理事團體に參事會の権限又は義務（地方税増額又は金銭借用以外の）を委任する規定、其他協定遂行に必要な事項に關する規定を設くることを得。

二、文部省は諸教育條例によりて権限を付與せられたる二個又は二個以上の參事會の請求あるときは、計畫を立て（個々の教育當屆の區域以外に關聯せしむるを必要若くは便宜と認めたる）場合には）前項にする聯合の設置及組織に關する規定をなすことを得。本條に依り參事會に附與したる権限中には、合同委員會又は合同理事團體が有する教育上又は行政上の職務を執行する権限と同一の権限を含むものとす。

但し、參事會はその承認を経ずして聯合計畫に加へらるゝことなく、又承認したる計畫の規定に據る以外聯合の繼續を強制さるゝ事なし。

三、聯合組織に關する文部省の計畫及合同委員又は合同理事團體設置の協定には、諸教育條例によりて権限を附與せられたる參事會をして三分の二以上の人員を任命せしむるの規定を設くべし。該人員中には教員其他教育に經驗ある者及大學其他の團體の代表者を加ふるの規定を設くることを得。

四、聯合を行ふの計畫は之に關與する一又は二以上の參事會の請求によりて之を變更又は廢止して新なる計畫を立つる事を得。聯合の中止に關する規定ある場合には、聯合の財産及負債に關する規定を設くる事を得。

五、右の協定に依り一参事會に對して年々寄附金を支出することを規定したる場合には、一九〇二年の教育條例第十九條の目的遂行の爲、該寄附金を擔保の一部として該條により金銭の借入をなすことを得。

第七條。縣會が一九〇二年の教育條例第二條に依り、小學校教育以外の教育の爲に地方税より支出すべき金額の制限に關する規定は以後其効力を失ふものとす。

兒童及青年の通學と雇傭

第八條

一、本法所定の通學免除は五歳乃至十四歳の兒童に對しては之を許可せず。斯かる免除を規定すべき権限若くは義務を賦課せる條例及細則の規定は爾後其効力を失ふ。但、既に許可したる免除は此の限りにあらず。就學義務終了年齢を十四歳以下としたる細則は、該年齢を十四歳と改めて其効力を有するものとす。

二、一九〇〇年小學校條例第六條に依り、修正を加へたる一八七〇年小學校條例第七十四條により通學に關する細則の要求し得る就學義務の終期十四歳を十五歳に改む。十四歳乃至十五歳の兒童の通學を要求せる細則は、十四歳乃至十五歳の兒童全體又は特定の職業に雇傭せられたる

者以外の兒童に對して之を適用することを得。

但、地方教育當局が適當なる調査の上、通學免除を正當と認むる場合には地方教育當局が必要と認むる條件及期限を附して十四歳乃至十五歳の兒童に對し通學を免除することを得。

三、諸教育條例又は其細則に依り初等教育を行ふに充分なる設備を有する學校其他の教育機關と雖も地方教育當局又は文部省の視察を拒絶し又は適當なる生徒出席簿を備へざる場合に於ては之に通學するも通學に關する訴訟の辯護とならず。

四、地方教育當局は文部省の認可を得て、一八七〇年初等教育條例第七十四條によりて両親は六歳以下の兒童を學校に出席せしめ又は初歩の讀方、書方及算術を學ばしむる義務なしとの細則を設くることを得。

但、文部省は右の細則を認可するに當り其適用範圍内の幼兒預り所の設備に就いて留意し、其區域の公立小學校通學兒童の両親十人の要求ある場合にはこの細則を認可すべきや否やを決定する爲公開審査會を開くべし。

五、諸教育條例中の規定に拘らず、文部省は次の事項に關する地方教育當局の申請を認可することを得。公立小學校兒童が十六歳に達するとも（特別の事情に於ては文部省が適當と考ふる場

合十六歳以上の年齢に達するとも)其學期末迄授業を受けしむること。

但、右申請を審査するに當り、文部省は、本法第二條第一號甲及び丙に基づき該當局の設けたる設備が充分にして適當なりや否やに留意し、又其區域内の諸教育の發達及び組織並に學校並に學校管理者よりの提議に留意するを要す。

六、一九〇二年の教育條例第七條に依り地方教育當局が非宗教的學科教授に關して指令をなすの權限は左の權限を含む。

地方教育當局は其指定せる時間中公立小學校に通學せる兒童に對し、實地又は特殊の教授説明をなす爲、其學校の校舎内又は校舎外に於て授業を行ふ他の學級に通學せしむる權限。

地方教育當局の命令により前項の學級に出席するは通學に關する法令又は細則に従ひ公立小學校に出席するものと見做すの權限。

但、かゝる指令の爲兒童が時間表記載の時間に宗教教授を受くる能はざる時は、一八七〇年の初等教育條例第七條の規定に基づき、右兒童に對し學校内に於て他の時間に宗教教授を受くる便宜を與ふべし。

七、一八七六年の初等教育條例第十一條(通學に關する規定)に於て「二哩以外に……なし」の

文句は「細則に規定したる距離以内に……なし」に改む。

八、本條の規定は、不具、疲弱兒の出席に關する一八九三年(盲啞兒童に關する)初等教育條例又は一八九九年乃至一十四年(不具兒及癩癩兒に關する)初等教育條例の規定には關係なきものとす。

第九條

一、公立小學校又は一八九九年乃至一九一四年の(盲啞兒童に關する)初等教育條例に依りて文部省の認定したる小學校に通學し、又は通學せんとする兒童が學期中一定の年齢に達したる時は、本法の通過以前又は通過後に制定せられたる出席に關する法令又は細則に従ひ學期の終り迄其年齢に達せざるものと見做す。

二、地方教育當局は、一九〇二年の教育條例第三章に従ひ、文部省の認可を経て、公立小學校又は前掲認定學校入學は學期中に於ては之を拒絶し得るの規定を設くることを得。

第十條

一、青年は凡て其地方教育當局の指令する時日に補習學校に通學し、毎年三百二十時間の授業を受くべし。其時日及季節は土地の狀況に應じて之を定む。期間一年未滿なる場合には、地方教

育當局が總ての事情を斟酌して適當と認めたる時間數の通學をなすべし。

甲、本條實施指定日より七年間は、十六歳乃至十八歳の者には適用せず。此期間經過後、それ以前に十六歳に達したる者に對しても亦同じ。

乙、本條實施指定日より七年間は、地方教育當局の決定に依り、補習學校通學時間數三百二十時間を二百八十時間となすことを得。

二、左の一に該當する者に對しては本法の補習學校通學義務を免除す。但し通學を希望する旨を文書を以て教育當局に申請し、其通學すべき學校を指定せられたる者に對しては此限りにあらず。

イ、指定日に於て十四歳以上なるもの。

ロ、有資格英國海員供給の目的を以て今後立つることあるべき國家計畫の規程に従ひ或は（上記國家的計畫の成立が未決なる場合には）文部省の認めたる假規程に基づく奉事會又は其の他の規則に従ひて、海員養成所の課程を修了したる者若くは現に海上勤務に従事する者。

八、十六歳以上にして左の一に該當する者。

甲、聯合王國の大學試験若くは本條の目的の爲に文部省に於て之と同等と認めたる試験に合格

したる者。

乙、十六歳迄文部省の認定したる學校に於て正規の授業を受けたる者、若くは他の方法により適當有効なる教育を受けたるものと地方教育當局に於て認めたる者。

三、左の一に該當する者は本法所定の補習學校通學の義務なし。

イ、文部省認定學校に於て正規の授業を受くる者と地方教育當局に於て認めたる者。

ロ、本法所定の補習學校出席時間數と同一の時間數特別の取扱を受ざる場合に出席すべき時間數）他の適當有効なる簡易科に出席中なることを地方教育當局に於て認めたる者。

四、文部省と協議の上督學官團の定めたる規定に従ひ中等教育を授くる學校が（イギリス大英國の監眞を受け、若くは（ウエールズ及びモンモシャーに於ては）中央ウエールズ教育局の監督を受くる場合、督學官團が該學校の設備を充分と認めたる時は、之に通學したる者、及び現に通學する者は文部省認定の學校に通學したる者若くは現に通學する者と看做す。

五、學校其他の教育機關に於て有効なる教育を受け、本條規定の通學義務が該當せざるに拘らず地方教育當局が其授業を不充分なりとしたる場合、該青年又は父母より其不當なる旨文部に申告することを得。

文部省は其申上を詮議し之充に分なる根據ありと認めたる時は通學義務を免除する旨布告すべし。同時に免除の期間及條件を示すべし。

三六

但、地方教育當局又は文部省が其學校、若くは教育機關を監督するを得ざるときは文部省は右告の詮議を拒絶する事を得。

六、地方教育當局は補習學校通學の義務ある青年に對して通學時日の雇傭を停止せしむることを得。右の停止は通學時間のみならず地方教育當局に於て通學の効果を擧ぐる爲に必要なりと認むる時間（但、二時間以内に）亘ることを得。

但、本項に依る要求が前掲の諸目的に對し正當なりや否やに關し地方教育當局と雇傭主との間に問題の起りたときは、文部省之を決す。文部省は、其要求を不當と認むる場合には、正當と認むる他の要求を以て之に代ふることを得。

七、地方教育當局は左の時日に於ては補習學校通學を要求するを得ず。但、夜間其他異常なる時間に於て傭はるゝ青年に對しては地方教育當局は文部省の認可を経て其時間を變更することを得

日曜日

宗教團體の慣習により休業すべき祝日の全日又は一部。

青年雇傭に關する法令若くは雇傭契約によりて休業の權利を認められたる休日又は半休日。事情の許す限り、雇傭上慣習となれる休日、半休日、及び午後七時より午前八時迄。

八、地方教育當局は青年の承諾なくして其雇傭地所在、又は雇傭地關係の補習學校に通學することを要求するを得ず。青年の與へたる右の承諾は書面を以て雇傭主及び地方當局に申出づる時は、一ヶ月の猶豫を以て之を撤回することを得。

青年の通學する、雇傭地在地又は雇傭地關係の學校は、當該學校管理に對して責任ある者の希望により地方教育當局又は文部省の視察を受くべし。

九、青年の通學すべき補習學校に就いては地方教育當局は青年（十六歳以下の場合には其の兩親）の希望に據りなるべく實際上の便宜を與へし。青年又は十六歳以下の青年の兩親が青年の通學すべき補習學校の教育中其の青年の宗教的信仰に反對又は妨害を受くるの理由により其授業に反對な旨、書面を以て地方教育當局に申出づる時は、此種の授業を受くる義務なし。

地方教育當局は同校又は他の學校に於て之に代ふべき授業を受けしむる様取計ふべし。

第十一條

一、病氣其他止むる得ざる理由なくして本法の補習學校通學義務規程に従はざる青年は、即決裁

三七

判により五シリング以下の罰金に處し、再犯以上の場合には一ポンド以下の罰金に處す。

二、青年の父母が本法所定の補習學校通學義務の懈怠を默過し、又は之を生ぜしめたる場合には即決裁判により二ポンド以下の罰金に處す。但、一九〇八の兒童條例第九十九條の場合には此限りにあらず。同一人に關するると否とを問はず再犯の場合には五ポンド以下の罰金に處す。

第十二條

一、文部省は補習學校通學の時間及就業を中断すべき時間に關して發すべき警告の方法及業式、年齢、通學及び免除の證明書の交付出席簿の保管及び本法の補習學校に關する規定の實地適用等に關し隨時之を規定することを得。

二、補習學に關する本法諸規定中「年」とは「兒童」期の終期より起算したる毎十二ヶ月の期間を指すものとす。

第十三條

一、一九〇三年兒童雇傭條例はイギリス及ウエールズに就いては左の如く改む。

イ、雇傭條例第三條第一項は左の如く之を改む。

十二歳以下の兒童を雇傭するを得ず、十二歳又は十二歳以上の兒童は日曜日に於ては二時間

以上、通學すべき日に於ては其日の授業時間終了以前、如何なる日に於ても午前六時以前午後八時以後に於て雇傭するを得ず。

但、地方當局は特定の業務に就きては、兒童の利益を保護するに必要な諸條件に従ひ、學校授業時間以前、十二歳又は十二歳以上の兒童の雇傭及び其の両親に雇傭さるゝ場合の兒童雇傭を許可する附則を設くることを得。但、附則によりて許可する通學日の雇傭は、午前九時以前に於ては一時間とす。午前九時以前に雇傭したる場合は午後の雇傭は一時間を超ゆるを得ず。

ロ、十一歳以下の兒童を露店に雇傭することを禁止したる第三條第二項中の「十一歳以下」は之を削除す。

ハ、第十二條は左の如く之を改む。

ロンドン市を除き本法に定めたる地方當局の権限及び義務は、一九〇二年教育條例第三章に依る権限及び義務と考ふべし。従つて該教育條例の諸規定は、之が効力を有する間は、此等の権限義務及び該條例第三章に依る當局の經費支出方法に關して之を適用す。

二、「地方當局」の定義を左の如く改む。

「地方當局」とはロンドン市の場合には市長、市参事會員、市會議員を指し、其他の場合には一九〇二年の教育條例第三章施行の任にある其地方教育當局を指すものとす。

二、一九〇四年兒童虐待防止條例のイギリス及びウエールズに關する部分を左の如く改む。

イ、十四歳以下の男子及十六歳以下の女子を唱歌、演技、演奏、見世物、物賣等に午後九時より午前六時に至る迄の間に雇傭することを禁じたる第二條第二項中、十四歳以下の兒童の場合には午後九時を午後八時に改む。

ロ、十一歳の以下兒童を唱歌、演奏、演技、見世物、物賣等に雇傭することを禁じたる第二條第三項中十一歳を十二歳に改む。

ハ、十歳以上の兒童雇傭の免許に關する第三條中、十歳を十二歳に改む。

ニ、演藝参加の免許に關する第三條規定中、其の免許の下附變更追加又は次の如く取消は之を改む。一九〇二年教育條例第三章の目的に従ひ該兒童居地の當局が、文部省の定めたる規則によりて命ぜられたる制限及條件に従ひて之を許可するものとす。又特許の制限及び條件を遵守せざる場合に、それが効力を有し、又は有すべき範圍の地方當局は該免許を取消すことを得地方教育當局は右の規定に従ひ就許狀を有する者の要求により其變更追加をなすことを

得。

ホ、免許狀所有者は兒童が演藝に加はる場合、一週間以前に演藝をなす地方の教育當局は免許細目其他文部省が規定に従ひて命ずる申告をなすを要す。之を怠る場合には、即決裁判により、五ポンド以下の科料に處す。

ヘ、第二條第三項第四項は、爾後之を演藝参加の免許に適用せず。

ト、免許狀出願者又は既に免許狀を得たる者が地方教育當局の裁定によりて其權利を侵害せられたる場合には、文部省に上申することを得。文部省は直ちに本條によりて地方教育當局に與へたる權能を行使することを得。

チ、本項の諸規定は指定日に施行中の免許狀には之を適用せず。

リ、他の法令に於て一九〇三年兒童雇傭條例とある場合は、本法に依りて修正を施したる該法の引照と知るべし。

第十四條 左の場合に於て本法の意味に於ける兒童を得ず。

甲、一九〇一年乃至一九一一年の工場法の適用を受くる工場又は製作場。

乙、一九一一年炭坑法の適用を受くる鑛山。

丙、一八七二年及一八七五年の金屬鑛山法の適用を受くる鑛山若くは石坑。

但、指定の日に於て適法に雇傭したる者は此限りにあらず、右各法は爾後インダランド及びウエノルスに於ては、本條所定の事項を含むものとす。

第十五條

一、地方教育當局は、學校暨其他の報告により、或兒童が雇傭の結果、健康若くは發育を害し、若くは適當なる教育上の利益を受くる能はざることを認めたる時は、本法の規定又は他の條例に於て雇傭を許可したる場合と雖も、其雇傭を禁止し或は之に適當と認むる條件を附加することを得。

二、雇主及雇傭兒童の親は、地方當局の要求ある場合、其雇傭に關し該當局の要求する報告を提出する義務あり、親又は雇主にして當局の要求に従はざる者或は故意に其雇傭に關して虚偽の報告を爲したる者は即決裁判により四十シリング以下の罰金に處す。

第十六條 雇主にして左の一に該當する者は一九〇三年兒童雇傭條例に違背して兒童又は青年を雇傭したる者と見做す。

甲、兒童雇傭によりて教育法及び其區内に於て効力を有する細則に従ふ通學を妨ぐる者。

乙、本法により地方教育當局の發したる兒傭の禁止或は制限の通告を受けたるに拘らず之に違反して兒童を雇傭する者。

丙、青年の雇傭によりて本法に依り要求せられたる補習學校の通學を妨ぐる者。

丁、本法により地方教育當局で青年の雇傭を禁止したる時間に於て青年を雇傭したる者。

該法第五條第一項第二項第六條及び第八條は爾後本法の意味に於ける兒童及び青年並に該法の意味に於ける兒童に適用する事を得。

權限及び義務の範圍

第十七條 地方教育當局は、學校に於ける教授、社會的訓練及び體育を補充獎勵する爲め、公立學校兒豎に關する一八〇二年の教育條例第三章の目的、並に他の教育機關在學の兒童及び十八歳以上の青年及び成人に關する該條例第二章の目的に應じ、文部省の認可を得て、他の權限を侵さざる範圍に於て左の設置をなし又は之を維持し、若くは其設置又は維持を援助することを得。

甲、休日野營又は學校野營（特に補習學校通學中の青年の爲に）。

乙、體育場、體育設備、運動場（地方教育當局の設置せざる公立小學校の普通運動場を除く）。學校浴場、學校游泳場。

丙、其他晝間或は夜間に於て社會的訓練をなす設備。

第十八條

一、地方教育當局は一九〇二年の教育條例第二章に從ひ左の學校に通學する兒童及び青年の身體検査及び治療に關する規定を設くるに就いては、一九〇二年の教育條例第三章施行の任にある地方教育當局が一九〇七年の教育條例（管理規程）第十三條第一項乙號に據り公立小學校兒童に關して有すると同様なる義務及權限を有す。

學校若くは其他の教育機關が地方教育當局の補助を受くるとを問はずその管理者の要求ある場合には之に通學する兒童及青年に關しても同様の權限を行使する事を得。

イ、地方教育當局の設立したる中等學校。

ロ、地方教育當局が一八八九年ウーエルス中等教育條例に依り管理團體として管理せる一般基金中より支給を受くる學校、及び該條例により地方教育當局が其管理團體となる學校。

ハ、地方教育當局の指揮管理する補習學校。

ニ、文部省の指命に應じ地方教育當局が設立したる其他の學校又は教育機關（小學校を除く。）

二、一九〇九年地方教育條例（醫法規定）は、一九〇七年教育條例（管理規定）第十三條によりて

行ふふ醫法に對すると同様本條によりて行ふ醫療に對して之を適用す。

第十九條

一、一九〇二年の教育條例第三章施行の爲に地方教育當局の有する權限は左の諸項に關する設備をなす權限を含む。

甲、心身發達のために出席を必要又は適當と認むる二歳以上五歳以下の兒童、又は次部省の認可したる五歳以上の兒童を收容すべき幼児預り所（幼児預部を含む）の經費の支給又は補助

乙、幼児預り所兒童の健康、營養、及び保護。

二、議會の條例の規定に拘らず文部省は議會の支給する金額中より幼児預り所に補助金を支給することを得。但、地方教育當局が監督權を有せず又は管理團體代表者總數の三分の二以上を任命し得ざる場合は此限りにあらず。文部省は幼児預り所認可に際しては、豫め地方教育當局に諮問すべし。

第二十條 地方教育當局は一八九九年乃至一九一四年初等教育（不具及び癩癩兒童）條例に依り是等諸條例の意味に於ける癩癩及不具兒調査の設備をなすべし。精神耗弱兒に關する一九一四年の初等教育條例（白痴及び癩癩兒に關する）の規定は之を擴張して身體的不具兒及び癩癩兒にも關

するものと解するを要す。

第二十一條 一九〇二年の教育條例第三章施行の任に當る地方教育當局は兒童の家庭の遠隔なる爲若くは其生活の状態其他特殊の事情に依り、當局の設けたる普通設備にては此等兒童に充分効果ある教育を受けしむるを得ざることを認めたるときは、該當局は文部省の認可を得て小學教育の安全を計るに最も適當なりと認むる一時的若くは永久的設備（寄宿舎及び下宿の設備を含む）を施し、その目的に對し適當と思惟する契約を兒童の親と結ぶ事を得。

但、本條によりて兒童が外泊する場合には、該兩親と同一宗派に屬する者の許に宿泊する便宜を與ふべし。

第二十二條 一九一〇年の教育條例（職業選擇規定）第一條に依り特定の地方教育當局に與へたる少年及少女の職業選擇指導の權限は「十七歳」を十八歳に改めたるものとして効力を有す。

第二十三條 一九〇二年の教育條例第二章施行の任にある地方教育當局は教授及研究の効果を増進する爲教育機關内に於ける又は教育機關と連絡ある學習又は研究を援助し又は其目的を以て各種の教育機關を補助することを得。

第二十四條 一九〇二年の教育條例第二十三條第二項及び一九〇七年の教育條例（管理規定）第十

一條によりて與へられたる給費規定に關する權限中には爾後衣食手当支給の權限を含む。

第二十五條 地方教育當局は一九〇七年の教育條例（管理規定）第十三條第一項乙及び本法に依りて與へられたる權限の遂行に當り、兒童又は青年に對する醫師の自宅醫療は之を包括的に許可するを得ず。地方教育當局は兒童及び青年の醫療に對する設備をなすに當り兒童及び青年が私醫師を利用し得る程度に就いて考慮すべし。

公立小學校授業料廢止

第二十六條

一、公立小學校に於ては、一九〇六年の教育條例（賄規定）及び一九〇九年地方教育當局（醫療手当）條例に規定したる以外、授業料其他の公課を課するを得ず。

二、地方教育當局の設置に係り該當局より經費の支給を受けざる學校にして、法令施行の日以前に於て授業料を課したるもの、管理者に對しては、文部省は一十〇二年教育條例第十四條に依り指定の日以前の五ヶ年間管理者に支給したる平均額を議會支出の金額中より指定の日以後五ヶ年間支給すべし。

三、本法は一八九三年初等教育（盲啞兒童）條例第九條、又は一八九九年初等教育（不具者及び癩

病兒童) 條例第八條の規定には關係なざものとす。

管理規定

第二十七條 政府の視察を受けざる學校若くは教育機關の管理團體より(又管理團體なき場合は校長より)該學校其他の教育機關の視察及び其報郡の交附を文部省に要求し來る時は、文部省は適當と認むる場合に限り無料にて之を交附するを得。一八九九年文部省條例第二條第一項中央ウエノルス局に關する規定は本條に關しては之を適用せず。

第二十八條

- 一、教育に關する施設及びイングランド及びウエールズに於ける其施設の利用に關し報告を充分有効ならしめんが爲に、學校其他教育機關の法定責任者は左の義務を有す。
 - 甲、文部省の規定せる形式に則り、左の期間内に學校或は教育機關の名稱、所在地及び簡単な一覽を文部省に提出すること。
 - イ、指定の日に現存せる學校其他教育機關にありては指定の日より三ヶ月以内。
 - ロ、指定の日以後に開校したる學校若くは教育機關にありては開校の日より三ヶ月以内。
 - 乙、文部省より要求せられたる場合には、文部省所定の形式により學校は教育機關に關し更に

詳細なる報告を提すること。

但、文部省が既に此等の學校或は教育機關に關し必要な報告を有するか或は他に利用し得る報告ある場合には、

文部省は其學校或は教育機關に對して上記の義務の一又は二を免除することを得。

- 二、責任者が本條の規定の報告を怠りたる場合には即決裁判にて十ポンド以内の罰金に處す。
- 三、『責任者』とは本條の諸目的に對しては學校其他の教育機關の管理團體の書記又は書記の事務を執る者、管理團體なき場合は學校長又は學校其他の教育機關の管理に對して責任を有するものを指す。

四、本條により文部省の制定すべき細目に關する規定は制定後直ちに議會に提出すべし。

第二十九條

- 一、一八〇二年教育條例に拘らず特別の公立小學校の職員に屬せざる非宗教學科擔任教員、實科教員、乙種教生及び甲種教生は地方教育當局之を任命すべし。地方教育當局は其設置にあらざる學校の管理者に對して當該學校の上記教員採用規定の制定を命する權限あり。
- 二、一九〇二年教育條例第七條第三項の規定は本條に就いて地方教育當局と學校管理者との間に

起るべき問題に之を適用す。

第三十條

一、地方教育當局の設置にあらざる公立小學校管理者が當該學校を閉鎖せんとする場合は、十八箇月以前に地方教育當局に其旨を申告すべし。本規定による申告は地方教育當局の同意を得るにあらざれば撤回するを得ず。

二、此申告をなしたる學校管理者にして、申告に記入したる期限完了迄學校經營の能力又は意志なき場合には、地方教育當局は期間完了迄全期間又は其一部期間地方教育當局設置の學校のため當該校舎を無料にて自由に使用することを得。但、地方教育は校舎の修繕をなし、其使用による經費を支拂ふことを要す。當該學校の前管理者の希望あるときは従前と同一の條件及範圍に於て其の校舎及び設備の使用を許す義務あり。此期間中地方教育當局が其の設置したる學校の爲に校舎を使用するは、一九〇二年教育條例の諸目的により新なる學校を設置したる者と認めず。

第三十一條 同一區域内に於て地方教育當局の設置にあらざる同一宗派に屬する公立小學校二校若しくは二校以上設置せられ、地方教育當局に於て教育上の効果及び經濟上の便宜を認むる場合文部

省の許可を得て兒童の年齢、男女の別、學力其の他の組織に關する事項に應じて、其等の學校に兒童分配の指令を與る事を得。一九〇二年教育條例第十二條第二項規定の様式に依り組織せられたる一管理團體の下に數校を集合する場合には文部省の認可を得ることを要す。

但、文部省が該條の規定に従ひ管理團體を組織すべき場合は、該條例第六條及第十一條所定の方針及び割合に準據すべし。本條の指令に關係ある學校の管理者が公の調査を求むる時は、文部省は此の命令を認可する以前に之を行ふべし。

第三十二條

一、管理者任命に關する一九〇二年教育條例第六條の規定（ロンドンに於ては一九〇三年（ロンドン）（教育教條例第二條第一項の規定）に拘らず、文部省が年長兒童に高等教育を授くる目的を以て特に組織したるものなることを認めたる時は、該公立小學校は地方教育當局の認可したる方法によりて之を管理することを得。該當局が經費を支出せざる學校にありては學校管理者の承認したる方法による。

二、一九〇二年教育條例第六條及び第八條若しくは一九〇三年（ロンドン）教育條例第二條の規定に拘らず、公立小學校二校以上より出席する兒童に實料若しくは高等の教育を授くる學級に要す

る校舍校地等の設置は公立小學校の新設と認めず。當誌校舍及び校地に設けられたる學級は地方教育當局の承認する様式により之を管理すべし。

第三十三條 本法に特に規定したる場合の外本法の規定は地方教育當局が經費を支出せざる公立小學校に關する教育條例の規定又は一九〇二年教育條例第二章の現定とは關係なきものとす。

第三十四條

一、文部省は地方教育當局が教育條例に依り權利若くは義務を行ふ爲、一九〇九年住宅及び都市計畫條例第一表第一號乃至第十三號の規定に準じ文部省に提出し其の認可を経たる命令によりて土地を購入する權限は之を該當局に與ふことを得。此等規定は文部省に代るに地方當局、地方當局に代るに地方教育當局を以てし及び本法に代るに諸教育條例を以てするも此目對に對し効力を有するものとす。

但、左の場合を除く。

甲、文部省は反對な場合と雖、購入せんとする土地が、其の目的に適せずと認むるときは、命令を認可するを得ず。

乙、ロンドン縣内に於ける土地收用の命令は一九〇三年教育（ロンドン）條例第二條第二項の

規定に據るを要す。

丙、一九〇九年住宅及び都市計畫條例第四七五條によりて一八九〇年勞働者住宅條例第三章施行の爲め土地收用を免除せられたる土地の收用命令は、假命令たるに止り議會の承認を得ざる限其の効力を有せざるものとす。

二、地方當局がなす土地收用に關の本條の與ふる權能は、其目的により現行規定の他の權利に代ふることを得。但、指定日以前に議會の承認したる假命令によりて與へらはたる權能に對しては此の限りにあらず。

第三十五條 地教育當局は文部省の認可を経、區内の兒童收容の目的を以て、其の區域以外の土地に公立小學該一當を設置することを得。諸教育條例の施行に當りては、該學校は當該教育當局の所管區域内にある者と見做す。

第三十六條

一、一九〇二年教育條例第十八條第一項（ハ）及び（ニ）所定の經費の一部を一地方に賦課し若くは之より徴收するは縣管の義務となすを得ず。右條例の該規定に於ける『べし』は總て『得』とし『二分の一以下若くは』を削除したるものとして効力を有す。本法以前に經費の一部を賦課

したる地方に對しては、縣會は右賦課を取消し若くは變更することを得。

二、一九〇二年の教育條例第十八條第一項甲により特別市又は町區内の特定の範圍に對し經費を賦課する場合は總め（其市會又は町會は一九〇二年の教育條例第三章施行の任にある當局なり）懸會は該市會又は町會と協議すべし。

第三十七條 教育條例施行の爲の假命令若くは本法の土地購入命令に關し縣會に於て生じたる經費は一九〇二年教育條例に依り縣會の經費として支辨すべし。參事會は一九〇二年教育條例第十九條に依り上記の目的に對して有すると同等の權利を、この經費借入に關して有するものとす。

第三十八條 教育條例に依り權限を有する縣會は、文部省の定むる規定に依り、教育若くは管理の進歩及び組織の討議の爲め開催したる集會又は會議の經費並に此の集會若くは會議に對し指名せられたる者の出席の實用其他之に關聯せる經費支辨より生ずる當然の經費は之を此等教育條例による經費として支出し得。但、

甲、集會若くは會議に關する三人以七の經費は豫め文部省の同意を経て之を支辨すべし。

乙、旅費及び日當は縣會の可決せる表に據りて支拂ふべし。

丙、文部省が縣より集會若くは會議に出席を任命せられたる者の出席を許可せざる場合は、聯合

王國以外の地に開催したる集會若くは會議に關する經費を支拂ふを得ず。

丁、一定の目的に使用する經費の承認若くは追認の爲特に召集せられたる議員のなせる決議（該會議が本條に依る權限を教育委員に委任したる場合は、前同様に召集せられにる委員會の決議によるに非ざれば文部省の同意を経ずして之を支拂ふを得ず。

第三十九條 一九〇二年教育條例第三章施行の任にある地方教育當局の權限は、本法の意味に於ける兒童に對し殘酷の行爲をなしたる者に對し一九〇八年兒童條例第十二條により起訴するの權限及び該起訴に要する臨時費支出の權限を含むものとす。

第四十條

一、學校管理又は教育に關聯して起れる問題に關し調査の必要ある場合には、文部省は本條に依り公開調査を設くることを得。

二、左の規定は（諸教育規定に特別の規定ある場合を除き）文部省の設くる調査會に之を適用す

甲、文部省は一人又は二人以上の調査委員を任命す。

乙、委員は調査事項に關係ある地の附邊便宜の場所に會合し提供せられたる證據及び報告を以て理し、之を審査し主要調査事項に關する反對又は陳述を聴取審査すべし。委員は事宜により會

を延期する権限を有す。

丙、少くとも開會の七日以前文部省の命ずる方法により開會を告示すべし。但延期の場合は此の限りにあらず。

丁、委員は文部省に提出する報告を作り、之に調査の結果（又調査中に反対及び陳述ある場合は反対及び陳述並に之に對する意見を記載すべし）。

戊、文部省は主要調査事項に關係ある地方教育當局に右報鉛の寫本を交附し、又文部省所定の手數料を徴して之に關係ある者に交附すべし。

己、文部省は、適當と認むる時は、調査費用の全部は一部の支辨を地方教育當局（調査が該當局の行政に附帶せる事項なりと文部省の認めたる場合）又は調査申請者に命ずることを得。又は調査申請者に對し調査費用に對する擔保の提供を要求することを得。

庚、前號の命令には地方當局又は申請者の支拂ふべき金額を指定すべし。其の場合に應じ地方教育當局又は申請者は右金額を他の債務に先ちて辨濟するを要す。

第四十一條 地方教育當局の議事録及び（地方教育當局が教育委員に權限を委任し其の權限の行使に關して教育委員會の決議書及び議事録が參事會の認可を要せざる場合は）教育委員の該權限行

便に關する委員會議録は、執務時間中、隨時一シリングの手數料を支拂ひて地方稅負擔者を閱覽することを得。又之を謄寫又は拔萃することを得。

第四十二條

一、一八八九年ウエールス中等教育條例によりて定めたる、縣の中等教育及び工業教育基金整理計に基づき毎年中央ウエールス局に支給する金額は左の如く之を改む。

甲、年額は一八八九年ウエールス中等教育條例第八條三項所定の様式によりて計算したる年度の金額一ポンドに就き半ペニーの割合にて見積りたる金額の二十二パーセント半を超過せざること。各縣に對する標準は時々中央ウエールス局之を定む。

乙、縣中等及び工業教育基金中に含まる、寄附金の前半年度純収入の五パーセントに等しき年額又はその代りに中央ウエールス局の同意したる期間毎年該局が受領することを承認したる年額。

二、前記純収入を決定するには收入總額より收入に要する經費、寄附金の管理及び取扱に關する費用（此の内には借入金の子及元金返済、基金の復置を含む）及び基金として積立つるを要する金額を控除すべし。『寄附金』とは寄附金、縣稅並に其の他の財源より生じた剩餘収入の

元金に繰入るべき増加額を含む。但、特定の計畫に充用する財産を含まず。

三六

三、一八九六年五月十三日の中央ウエールス中等教育基金整理計畫によりて中央ウエールス局に與へられたる、受験學生に對する人頭税賦課の權限は爾後之を撤廢す。

四、本條例の規定は中央ウエールス中等教育基金及びウエールス及びモンモンシャーに於ける縣の中等及び工業教育基金整理計畫の一部として効力を有するものとす。従つて將來の計畫に依りて廢止又は變更することを得。

第四十三條 教育條例により地方教育當局の發する命令、免許狀、通牒、要求及び文書にして當局又は教育委員會書記の署名、若くは教育管理者又は教育書記官の署名あるものは、その署名の偽物たる反證無き限り當局が作製したるものと見做す。又、署名あるその謄本の提供によりて之を立證することを得。

教育補助金

第四十四條

一、文部省は本法の規定に従ひ規則を設け、其の條件に従ひ、國庫支出金中より年々該規則指定額の教育補助金を地方教育當局に支給すべし。教育當局の適法に支三する經費に對する文部省

支給の補助金は、如何なる法律も之を停止することを得ず。

二、次項の規定に従ひ初等教育及び場合によりては、初等教育以外の教育に對して國庫支出金及び地方税より支給する補助金の總額は、文部省が國庫補助金を支給すべき經費と認めたる教育當局の經費の半額以上とす、或年度に支給し得べき金額が當該教育當局の經費の半額に満たざる時は、文部省は國庫支出金より不足額に相當する額の不足額補助金を支給す。

但、獨立補助金中より、削減したる金額を償ふ爲に右不足額補助金を支給するを得ず。

三、文部省は本項の規定に従ひて支給すべき不足額補助金額を定むる規定を設くることを得。此等規定は、大藏省の命令ある場合には該支出金額を定むるに際して文部省以外の官省の支給する全部、又は一部の金額並に文部省が他の官省より支給せられたりと認むる事業に要する經費を除外すべき規定を設くる事を要す。

四、一九一六年初等教育（授業科補助金）條例によりて修正したる一八九一年初等教育條例所定の授業科補助金、一九〇二年教育條例第十條所定の補助金並に一八九〇年教育法條例及び一九一五年教育（人口稀薄地に對する補助金）條例に依りて、修正したる一八七六年初等教育條例第十九條に依る人口稀薄地に對する補助金は本法施行の日より之が支給を停止す。

三七

五、當局が諸教育條例所定の義務を怠り又は補助金支給の條件に従はざるにより不足額補助金を減じ、又は五百磅以上の獨立補助金若くは一ポンドにつき半ペニーの割にて生ずる金額の少額のものより削減をなしたる場合には、文部省は削減したる金額及び其の理由を記せる報告を議會に提出せしむることを要す。

六、補助金の支給に關し文部省の作製せる規定は、作製後遲滞なく之を議會に提出すべし。

教育組合

第四十五條

一、國王は閣令を以て特許なく土地を永代所有地となす權利に依り、一人又は二人以上の教育組合財産管理官を設くることを得。國王は教育の目的を以て維持又は使用せらるべき寄附に關する限り、右管理官に對し慈善財團の土地管理官及び慈善財團基金管理官に關する一八五三年乃至一九一四年慈善組合條例の規定を適用することを得。

二、教育組合財産管理官を設くる場合には左の各號は本法に依り、慈善財團土地管理官及慈善基金管理官をして保管せしむる爲に教育組合財産の管理官をして之を保管せしむ。

三、全然教育上の目的に使用する基金として慈善財團土地管理官の保管する土地、財産及土地

より生ずる利益。

乙、慈善基金(全然教育上の目的に使用する寄附金として保管すべき)の管理官の保管する擔保右の擔保を記入若くは登記すべき帳簿、又は登記簿の管理者に對し慈善基金管理官が證明書を送附したる時は、當該帳簿管理者は帳簿若くは登記簿に本條實施に必要な記入をなすを要す。

三、寄附の全部又は一部を教育上の目的の爲めに保存すべきか、若くは使用すべきかに關し疑の生じたる場合は慈善委員會之を決定す。

第四十六條

一、教育上の目的を以て土地購入の爲に設定すべき一八八八年、永代所有地及び慈善使用條例第十條による土地又は動産の保證は、其設定が本法通過以前たるを以後たるを問はず、永代所有地及び慈善使用に關する法律の制限は一切受くることなく、一八八八年乃至一八九一年永代所有地及び慈善使用條例、並に一八九二年永代所有地及び慈善使用改正條例は、當該保證に關して之を適用するを得ず。

二、一八九二年工藝教育及び工業教育條例第十條第一項は、其の條例に依り設置したる學校の目

的に對する土地の讓渡若くは保證の慈善委員會帳簿への登録に關しては茲に之を廢止す。

三、教育上の目的を以て土地購入の爲めに設定したる土地又は動産の保證は、法律に依り土地購入の權利を附與したる教育上の目的を以て地方教育當局に對し設定したる土地の保證と共に保證書其の他の證書の履行後（遺言の場合には、遺言者の死亡後）帳簿記入の爲に文部省に届出づることを要す。

三三

第四十七條 本法通過以前に立てたる教育慈善に關する計畫に依り、管理官の新管理官任命檢を當該計畫によりて行使するに就き文部省の認可を要する場合には、文部省が他の指令を與ふる場合を除きては、該計畫にかゝる認可を要せざると同一の効果を有するものとす。文部省は該計畫に對し命令を以て本規定の實施に必要な變更を加ふることを得。

總 則

第四十八條

一、本法に於ては別段の規定なき限り左の如く定む。

『兒童』とは小學校教育に關する條例及び其れに依りて定められたる細則に依り兩親が其兒童に効果ある小學校教育を受けしめ、或は通學せしむべき義務を終了する年齢に至るまでの兒童

とす。

『青年』とは十八歳以下の者にして兒童期過ぎたる者とす。

『親』とは後見人及扶養の義務ある者又は事實上青年を扶養監督する責任ある者をいふ。

『實科教授』とは割烹、洗濯、家政、搾乳、製酪、手工、園藝其他文部省に於て實科と指定する科目の教授を意味す。

『學期』とは地方教育當局の定めたる學期を云ふ。

『海上勤務』とは一八九四年乃至一九一六年商船條例に於けると同一意義を有し、海上漁業勤務をも含む。

其の他の語は諸教育條例に於けると同意味とす。

二、教育條例中に於て童兒及び青年に關して用ひたる『雇傭す』及び『雇傭』とは、商業上の勞働に於て兒童、青年其の他の者の利益を目的としたる勞働に雇傭するの義とす。

第四十九條 在來官吏の俸給に關する一八八〇年地方廳條例第二百十條は本法通過當時、地方教育當局の下に勤務せる官吏にして、本法又は本法に基づきて定めたる所に由りて官廳を廢止し又は縮少したるために直接に手當又は俸給の減損を受く可き者に之を適用す。尙左の各號に従ふ。

三三

甲、地方教育當局の維持する公立小學校の教員は地方教育當局の下に勤務する官吏と見做す。

乙、縣會に關する引用諸規定は、特別市會又は町會に關するものを含むものとす。

丙、『本法通過』の時に關する引用規定は右減損を受く可き日に關するものと解すべし。

丁、文官勤務に關する諸條例並に諸規則に關する引用規定は一八八八年地方廳條例通過の日、現行の諸條例及び諸規則に關するものと解すべし。

戊、經費は總て官吏が減損を受くべき日に現に勤務をなす其所管參事會 (Council) より、諸教育條例に據り該參事會の經費を支辨す可き基金又は地方税を以て之を支辨すべし。賠償の支拂が年々定額支拂以外の方法による場合は該賠償支拂の目的は參事會が諸條例施行の爲に借入れ得る目的の一たることを要す。

第五十條 本法附屬第一號表第一段に掲けたる諸教育條例の規定は、兒童、小學校、此等の規定中に掲けたる法規及び文書に對すると同様に、青年、補習學校、諸教育條例及び其の細則に對して之を準用す。仍て、此等の規定は、第一號表第二段に從つて削除又は改正して効力を有す。

第五十一條 杖法附屬第二號記載の諸條例は該表第三段に於て示したる範圍は之を廢止す。

第五十二條

一、本條例は一九一八年教育條例として引用することを得。且本條例は一八七〇年乃至一九一六年の諸教育條例と一體をなすものとす。此等諸教育條例と本條例とは合して一八七〇年乃至一九一八年諸教育條例と稱することを得。從つて本法に於ては、此等 (本法をも含む) を「諸教育條例」として引用せり。

二、本法はスコットランド及びアイルランドに對しては之を適用せず。

三、本法は指定の日より實施す。指定日は文部省之を定む。

指定日の決定に就きては目的、條例中の部分、區域、又は一區域内の部分、人又は團體の差違に依り指定日を異にすることを得。

但、第八條第一項及第二項の施行に關しては其指定日は現在の戰爭終結以後とし、第十三條第二項 (ハ) の施行に就ては其指定日は本法通過後三年を経過したる後とす。指定日以後七年間は縣會の義務 (ロンドン縣を除く) 中、不具兒及び癩癩兒を寄宿又は宿泊せしむる認定學校を設立する義務は之を含まず

大正十二年七月十五日印刷
大正十二年七月廿五日發行

地方補習教育の革新

著者 植木政次郎

發行所 東京市麹町區内幸町一丁目六番地
金港堂書籍株式會社

代表者 原亮一郎

印刷所 東京市神田區美土代町二丁目一番地
活文舎

不許		複製
----	--	----

〔拾八圓壹金價定〕

發賣所 東京市麹町區内幸町一丁目六番地
振替貯金口座 東京八八一五番
金港堂書籍株式會社

272
8

終